

・第**2**編

# 風水害対策編

◆第 1 章 災害予防計画

## 第1節 風水害に強いまちづくり

(全部 (全課))

市は、将来の気候変動の影響等外部環境の変化や、地域の特性に配慮しつつ、交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い郷土を形成し、建築物の安全性の確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いまちづくりを推進する。

また、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

### 1 風水害に強い郷土づくり

- (1) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等による風水害から郷土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- (2) 基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、代替路を確保するための道路ネットワークの充実を含め、風水害に対する安全性の確保に努める。
- (3) 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努めるものとする。
- (4) 風水害に強い郷土の形成を図るため、次の事項に配慮しつつ、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業を総合的、計画的に推進する。
  - ア 当面の目標として、中規模の洪水(30～40年に一度発生する規模の降雨による洪水)に対応できる大河川の整備、及び時間雨量50mmの降雨に対応できる中小河川の整備を推進する。
  - イ ひとたび発生すると大きな被害になることが多い土砂災害について、その対策を推進する。
  - ウ 台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処するため、山地治山施設等の整備を推進する。また、山地災害の発生を防止するため、森林の造成を図る。
- (5) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。
- (6) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより、国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

### 2 風水害に強いまちづくり

- (1) 風水害に強いまちの形成
  - ア 治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のり

- スク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。
- イ 土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設があるときは、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のため、その施設の名称及び所在地について定めるとともに、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。
- ウ 市は、土砂災害警戒区域の指定を受けた警戒区域ごとに予警報等の情報伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努める。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。
- エ 洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について検討を行い、必要な措置をとる。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、市が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討する。
- オ 立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。
- カ 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保に努める。
- キ 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じて、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察を行う。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、災害を防止するために必要な措置を行う。さらに、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図る。
- ク 道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。
- ケ 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。
- コ アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流出により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗堀防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。

サ 次の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。

- (ア) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進する等、風水害に強い土地利用の推進
- (イ) 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供
- (ウ) 河川、下水道について築堤、河道掘削、遊水地、放水路、雨水渠等の建設等の推進
- (エ) 透水性舗装の実施、浸透施設の設置、盛土の抑制などを、地域の特性を踏まえつつ、必要に応じて実施することによる流域の保水・遊水機能の確保
- (オ) 浸水想定区域の指定のあったときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について制定
- (カ) 浸水想定区域内に要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものの所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について地域防災計画に制定
- (キ) 名称及び所在地を定めたこれらの施設については、市は、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自主防災組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を制定
- (ク) 浸水想定区域を含む場合は、地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに要配慮者利用施設について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置の推進
- (ケ) 洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を公表し、安全な郷土利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進
- (コ) 洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。
- (サ) 土砂災害のおそれのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計等の設置の検討及び流木・風倒木流出防止対策を含めた総合的な土砂災害防止対策の推進
- (シ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路等の防災施設及び要配慮者利用施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進
- (ス) 土砂災害警戒区域における情報伝達、予警報の発表、伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必

要な警戒避難体制の整備の推進

- (セ) 山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害危険地区の総合的な山地災害対策を推進
    - 特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進
    - また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施
  - (シ) 農業用排水施設の整備及び老朽ため池等の補強等農地保全対策の推進
  - (ス) 災害時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式等の推進
- (2) 風水害に対する建築物等の安全性
- ア 浸水経路や浸水形態の把握等を行う。
  - イ 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。
  - ウ 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
  - エ 強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。
  - オ 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。
- (3) ライフライン施設等の機能の確保
- ア ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。
  - イ ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに、避難生活環境の悪化等をもたらすことから、市は、上下水道施設、廃棄物処理施設等のライフライン施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化や代替施設の整備等による代替性の確保に努める。
  - ウ コンピュータシステムやデータのバックアップ対策をとるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。
- (4) 災害応急対策等への備え
- ア 災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上及び人的ネットワークの構築を図る。

- イ 特に、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。
- ウ 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。
- エ 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。  
また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。
- オ 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。
- カ 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。
- キ 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。
- ク 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。
- ケ 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

## 第2節 災害発生直前対策

(全部 (全課))

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ気象警報・注意報等の伝達体制、住民の警戒避難体制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

### 1 住民に対する情報の伝達体制の整備

気象警報・注意報等の伝達は、本編第2章第2節「災害直前活動」によるが、円滑で速やかな情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。

### 2 避難誘導體制の整備

- (1) 風水害により、住民の生命、身体等に危険が生ずるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく。
- (2) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- (3) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう、運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

また、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、広域避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

- (4) 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。
- (5) 土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直す（本章第11節「避難の受入活動計画」参照）。
- (6) 避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。
- (7) 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場

合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直す。

- (8) 土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、大雨注意報、警報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報を基に避難指示等の避難情報を適切に発令するとともに、住民に速やかに周知する。
- (9) 災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

### 3 災害未然防止活動

- (1) 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。
- (2) 災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう、次のような体制の整備を行う。
  - ・所管施設の緊急点検体制の整備
  - ・応急復旧体制の整備
  - ・防災用資機材の備蓄
  - ・水防活動体制の整備
  - ・ダム、せき、水門、ポンプ場等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用排水施設管理者）
  - ・災害に関する情報についての県、近隣市町村及び関係機関との連携体制の整備
- (3) 委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

## 第3節 情報の収集・連絡体制計画

(総務部 (危機管理課・企画課・消防課))

災害時には各機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。市と県、周辺市町村、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備・多ルート化等を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積・データベース化に努め、災害危険性等について住民に周知する。

### 1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 災害時に迅速に災害情報・被害状況等を収集し、把握することができるよう、あらかじめ次の事項について定めておく。

ア 関係機関との連絡担当

イ 各地区の調査担当 (市職員 (担当課及び地区担当職員)・区長・消防団員・防災士等)

ウ 各施設等の調査担当 (市職員 (担当課)・施設等の管理者)

エ 調査情報の報告先及び報告ルート

オ 調査報告の目標時間

(2) 各地区からの情報収集を円滑に実施できるよう、平常時から各区長等との情報連絡体制の整備を図り、訓練を実施する。併せて、災害時には、交通障害、道路の寸断等により地域の状況把握が困難になることから、区長等への早期の状況聞き取り、場合によっては地区担当職員を地域へ派遣し、被害状況の把握や道路情報、生活情報の伝達等の体制整備を図る。

(3) 情報収集手段としてのインターネットの活用を図る。

(4) 「長野県防災情報システム」の活用により関係機関との情報共有、連携強化に努める。

(5) 国関係機関、県及び公共機関等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム (SOBO-WE B) に集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用する。

(6) 雨量情報、土砂災害警戒情報及び県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、住民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

(7) 市は、震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム (J-ALERT)、災害情報共有システム (Lアラート)、その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努める。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

(8) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕

組みの構築に努める。

- (9) 小諸市防災情報メール配信サービスにより、防災情報や緊急情報をメールで配信する。

## 2 防災行政無線等の整備

- (1) 市防災行政無線等の整備拡充及び計画的な設備更新を図るとともに、移動系無線については、その適正な配置について考慮する。
- (2) 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。
- (3) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られるシステムを構築するよう努める。
- (4) 通信が途絶している地域で、職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、風水害時を想定した非常通信訓練を行う。
- (5) 衛星携帯電話、MCA移動無線、公共安全モバイルシステム等の移動系の応急対策機器の整備を図る。
- (6) 市は、災害時における緊急を要する場合の通信連絡を確保するため、あらかじめ東日本電信電話(株)長野支店長に対し、災害時優先電話の登録を受けておくとともに、運用方法等について習熟し、効果的な活用に努める。

## 3 非常通信無線局の確保

災害時において、有線電話を利用することができないとき、又はこれを利用することが著しく困難であるときには、電波法第52条の規定に基づき、市は防災関係機関の所有する無線を利用して情報伝達を行うことができる。市は、非常事態に備え、無線を所有する市内の関係機関とあらかじめ協議し、非常通信についての協力体制を確保する。

## 第4節 活動体制計画

(全部 (全課))

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害の規模に応じて必要な職員を動員・配備し、その活動体制に万全を期する。このため、市は防災関係機関と連携し、平常時から動員・配備計画等の体制を整備しておく。

### 1 職員の動員配備体制の強化

職員を災害発生初期からできるだけ早急に動員・配備することは、応急対策を迅速かつ円滑に実施していく上で、極めて重要である。

市は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事することができるよう、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、次の対策を実施する。これらについては、人事異動時に修正・更新し、常に現在の内容にしておくものとする。

- (1) 市長、副市長、教育長、各部課長等、災害対策本部の設置等に当たり、その中心となる者に関する連絡体制を常時確保しておくため、「災害対策本部員連絡系統図」を作成し、庁内に配布・掲示しておく。
- (2) 各部課長は、前記(1)により配備指令があった場合に、速やかに必要人員を登庁させることができるよう、それぞれの所管部課における連絡網を作成しておく。
- (3) 各職員は、勤務時間外であっても、配備指令があったときは迅速な情報伝達が行えるよう、自分が伝達すべき職員の職氏名、電話番号（携帯電話を含む。）等を常に把握しておく。

### 2 災害対策本部体制の整備

災害時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、次の対策を推進する。

#### (1) 初動マニュアルの作成

初動期において、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した初動マニュアルを作成する。このマニュアルは、防災訓練の実施後の課題検討や行政組織の改革等、必要に応じて修正し、その都度周知徹底を図る。

#### (2) 本部の代替機能の確保

市役所庁舎が被災し、使用不能となった場合に備え、災害対策本部の代替施設をあらかじめ指定するとともに、本部代替機能を持たせるために必要な機器及び物資を設置又は備蓄するよう努める。その際、長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。

#### (3) 専門家等の支援の活用

応急対策全般への対応力を高めるため、国・県の研修制度等の活用、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

#### (4) 人材の育成・確保等

発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

### 3 複合災害への備え

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。

災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請するよう努める。

### 4 業務継続性の確保

市は、災害時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

- (1) 災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図る。
- (2) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。
- (3) 災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、庁舎が使用できなくなった場合の代替施設の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

### 5 NPO・NGO等との連携

大規模災害時には、行政による被災者支援には限界があることから、NPO・NGO等の市民セクターや企業など、様々な民間団体による被災者支援が期待される場所である。

そのため、民間団体からの支援を迅速かつ有効に活用できるよう連携体制の構築に努める。

- (1) 県と連携し、災害時における民間団体からの支援の在り方やNPO・NGO等との連携体制の在り方について検討する。
- (2) 県と連携し、国内の主要な災害ボランティア団体と行政・企業との連絡窓口となるNPO・NGO等との連携体制の構築に努める。
- (3) 社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

## 第5節 広域相互応援計画

（総務部（危機管理課・消防課））

災害時において、その規模及び被害の状況から、市のみでは十分な応急・復旧を実施することが困難となった場合には、長野県市町村災害時相互応援協定、長野県消防相互応援協定等に基づく協力が得られるよう、あらかじめ体制の整備を図る。

また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

### 1 相互応援協定等の締結等

市は、平常時から防災関係機関等と協議し、必要に応じて相互応援協定等を締結する。現在、締結済みの協定等は、次のとおりである。

協 定 名	協定締結先	応 援 内 容
長野県消防相互応援協定書 (資料3-1)	長野県内の市町村等	(1) 消防応援 消防隊による応援 (2) 救助応援 救助隊による応援 (3) 救急応援 救急隊による応援 (4) その他の応援 上記以外の応援
長野県市町村災害時相互応援協定書 (資料3-3)	長野県内の市町村	(1) 物資等の提供及びあっせん ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材 イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資 ウ 救援及び救助活動に必要な車両等 エ ごみ、し尿処理のための車両及び施設 オ 避難受入施設（避難所、応急仮設住宅等） カ 火葬場 (2) 人員の派遣 ア 救護及び応急措置に必要な職員 イ 消防団員 (3) その他 ア 避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置 イ ボランティアのあっせん ウ 児童・生徒の受け入れ エ 前2号に掲げるもののほか、災害救助法第4条第1項に定める救助 (4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

<p>姉妹都市災害時相互 支援協定書 (資料3-8)</p>	<p>富山県滑川市</p>	<p>次の活動に必要な人員の出動及び機器機材の調達による相互支援</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 救援活動及び救急活動</li> <li>(2) 消防活動及び給水活動</li> <li>(3) 公共施設復旧活動及び行政事務活動</li> <li>(4) 児童生徒の一時入学及び被災者の受入れ業務</li> <li>(5) 救援物資の調達、輸送及び配給業務</li> <li>(6) 避難所の設置及び運営業務</li> <li>(7) 被災者の介護及び医療等の業務並びにボランティアのあっせん</li> <li>(8) その他特に要請があった事項</li> </ol>
<p>姉妹都市災害時相互 応援に関する協定書 (資料3-9)</p>	<p>岐阜県中津川 市・神奈川県 大磯町</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供</li> <li>(2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供</li> <li>(3) 被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等物資及び資機材の提供</li> <li>(4) 救援、応急復旧に必要な職員の派遣</li> <li>(5) 被災者の受け入れ</li> <li>(6) 前記に掲げるもののほか、要請があった事項</li> </ol>
<p>災害時の医療救護活 動に関する協定書 (資料3-10)</p>	<p>(一社)小諸北 佐久医師会・ 北佐久歯科医 師会</p>	<p>医療救護班の編成、派遣による次の活動</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 傷病者に対する応急措置及び医療活動</li> <li>(2) 傷病者の受入医療機関への転送の要否及び転送順位の決定</li> <li>(3) その他、医療救護活動に関する必要な処置</li> </ol>
<p>災害時の医療救護活 動及び医薬品等の供 給に関する協定書 (資料3-12)</p>	<p>(一社)小諸北 佐久薬剤師会</p>	<p>災害時に行う医療救護及び医薬品等の供給</p>
<p>災害時における郵便 局と小諸市の協力に 関する協定書 (資料3-14)</p>	<p>小諸市内の郵 便局</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 郵便局が市に対して行う協力事項             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 災害が発生あるいは拡大するおそれがある異常な現象を発見した場合の情報提供</li> <li>イ 災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に関わる災害特別事務扱い及び援護対策並びに避難所への郵便差出箱の設置</li> <li>ウ 郵便局が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供</li> <li>エ 郵便局が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報提供</li> <li>オ 小諸市災害対策本部への職員の派遣</li> <li>カ 前各号に掲げるもののほか、特に市から要請があった事項</li> </ul> </li> <li>(2) 市が郵便局に対して行う協力事項             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 市が所有し、又は管理する施設及び用地の提供</li> </ul> </li> </ol>

		<p>イ 市が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報提供</p> <p>ウ 前各号に掲げるもののほか、特に郵便局から要請のあった事項</p>
<p>災害時の応急措置に関する協定書 (資料3-15)</p>	<p>事業協同組合 小諸市建設業協会・小諸市建設協議会</p>	<p>人員の出動及び資機材の調達等による災害現場における応急措置活動</p>
<p>長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱 (資料3-16)</p>	<p>長野県水道協議会</p>	<p>人員の出動及び資機材の調達等による災害現場における応急措置活動</p>
<p>災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書 (資料3-17)</p>	<p>生活協同組合 コープながの</p>	<p>災害時における応急生活物資の供給及び運搬</p>
<p>災害時における飲料水の提供に関する協定書 (資料3-18)</p>	<p>北陸コカ・コーラボトリング(株)</p>	<p>災害時における飲料水の提供及び運搬</p>
<p>災害時における食料品等災害関連物資の供給協力に関する協定 (資料3-19)</p>	<p>(株)ツルヤ</p>	<p>災害時における食料品等災害関連物資の供給及び運搬</p>
<p>災害時における飲料水の提供に関する協定書 (資料3-20)</p>	<p>(株)伊藤園</p>	<p>災害時における飲料水の提供及び運搬</p>
<p>災害時の緊急放送に関する協定書 (資料3-21)</p>	<p>(株)コミュニティテレビこもろ</p>	<p>災害時における市民に対する、災害及び防災に関する情報提供のための緊急放送の実施</p>
<p>災害時における応急危険度判定等の協力に関する協定書 (資料3-22)</p>	<p>(一社)長野県建築士会佐久支部</p>	<p>災害時における本部施設及び避難施設等に対して行う応急危険度判定等の実施</p>
<p>災害時等における介護保険事業者等と行政との相互協力に関する協定書 (資料3-23)</p>	<p>小諸市内で高齢者施設を運営する14法人</p>	<p>災害時における相互協力</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災用物資の備蓄及び災害時等の物資支援</li> <li>(2) 情報提供</li> <li>(3) 要介護高齢者等の受入れ</li> <li>(4) 職員の派遣等の人的支援</li> <li>(5) 被災した施設入居者の受入れ</li> </ol>

災害時の情報交換に関する協定 (資料3-24)	国土交通省関東地方整備局及び北陸地方整備局	災害時における各種情報の交換等及び情報連絡員の派遣
災害時におけるLPガスの供給等に関する協定書 (資料3-26)	長野LP協会 佐久支部及び (一社)長野県LPガス協会	(1) 災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等へのLPガスの優先提供 (2) 物資(LPガスを除く。)の供給、LPガス供給設備工事(機器の設置を含む。)及び保安のための要員の動員 (3) 緊急点検、修繕及び危険回避対策
災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書 (資料3-27)	長野県石油商業組合及び長野県石油商業組合佐久支部	(1) 緊急車両等への石油類の優先給油 (2) 災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設への石油類の優先提供 (3) 物資(石油類を除く。)の供給及び要員の動員等 (4) 帰宅困難者等に対する一時休憩所としての施設の提供、水道水及びトイレの提供 (5) 帰宅困難者等に対するラジオ、テレビ等による災害情報等、地図等による通行可能な道路情報、近隣の避難所に関する情報等の提供 (6) 傷病者等に対する救急要請及び簡易な応急手当等の支援
災害時の応急措置に関する協定書 (資料3-28)	小諸市水道工事協会	災害時における応急措置の実施
災害時における生活物資の供給協力に関する協定 (資料3-29)	(株)カインズ	生活物資の供給協力
災害に係る情報発信等に関する協定 (資料3-30)	ヤフー(株)	(1) 災害時のアクセス負荷の軽減 (2) 防災情報・緊急情報・災害ブログの住民への周知 (3) 避難者名簿の作成
災害時における交通及び地域安全の確保等に係る業務に関する協定 (資料3-31)	(一社)長野県警備業協会	(1) 災害時等における緊急交通路の誘導及び災害現場での安全確保等に関する業務 (2) 被災地における防火・防犯の安全パトロール (3) 避難所及び救援物資備蓄場所等の安全確保のための業務 (4) 被災状況等の情報提供業務 (5) その他甲において必要と認める安全確保のための業務
災害時における臨時災害放送局開設運用の支援に関する協定書 (資料3-32)	日本ケーブルテレビ連盟信越支部	災害時における臨時災害放送局の開設及び運用

災害時における資機材レンタルの協力に関する協定書 (資料3-33)	(一社)日本建設機械レンタル協会長野支部	災害時における資機材レンタル
災害時における地図製品等の供給等に関する協定書 (資料3-34)	(株)ゼンリン第一事業本部新潟・長野エリア統括部	災害時における地図製品等の供給
小諸市と中部電力株式会社佐久営業所の災害時における相互協力に関する協定書 (資料3-35)	中部電力(株)佐久営業所	災害時の連絡体制の確立及び被害情報等必要な情報の共有
災害時における物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定書 (資料3-36)	(公社)長野県トラック協会佐久地区輸送協議会	災害時の物資の緊急・救援輸送並びに管理、保管、荷さばき及び搬出
下水道管路施設 災害時における復旧支援協力に関する協定 (資料3-37)	(公社)日本下水道管路管理業協会	地震等の災害により下水道管路施設が被災したときに行う復旧支援協力
災害時等における放送に関する協定書 (資料3-38)	(株)エフエム佐久平	小諸市域において災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときにおける放送
災害時等における放送に関する協定書 (資料3-39)	(株)エフエムとうみ	小諸市域において災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときにおける放送
災害時における相互協力に関する協定書 (資料3-40)	東日本電信電話(株)	(1) 市の救援活動に必要となる拠点への電気通信設備の提供 (2) 東日本電信電話(株)の災害復旧に必要となる道路通行のための、倒木処理、道路除雪等道路啓開処置 (3) その他被災地域の復旧又は救援活動に必要と認められる事項
災害時における被災者支援に関する協定書 (資料3-41)	長野県行政書士会佐久支部	(1) 罹災証明書申請書類に関する相談及び申請支援業務 (2) 自動車登録申請書類に関する相談 (3) 相続関係書類に関する相談 (4) 許認可申請書類に関する相談 (5) 権利義務・事実証明関係書類に関する相談 (6) その他行政書士法に定める業務に関する相談

災害等緊急時における支援協力に関する協定書 (資料3-42)	NPO法人ピースウィンズ・ジャパン	(1) 災害等緊急時応急対策活動 (2) 避難所運営支援 (3) 市が指定する地域の被害状況等の情報収集 (4) 救援物資等の輸送 (5) 被災者、医療関係者、市職員その他市が指定する者の輸送 (6) 医師を派遣する必要があるときの派遣活動 (7) その他市からの要請のうち、対応可能な活動
災害時における宿泊施設の提供等に関する協定書 (資料3-43)	小諸ホテル旅館業組合	災害発生時における宿泊施設、入浴及び食事の提供等
災害時相互支援等に関する協定書 (資料3-44)	長野県青木村	(1) 被災者の受け入れ (2) 食料、飲料水、医療品及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供と輸送 (3) 支援業務に必要な職員の派遣 (4) 前各号に掲げるものの他、支援対応が可能な活動
大規模災害時における応急対策業務に関する協定 (資料3-45)	長野県建設業協会佐久支部	大規模災害時における公共施設の損壊箇所の応急措置、障害物の除去等の実施
災害時及び感染症発生時における防疫業務に関する協定書 (資料3-46)	佐久広域連合及び長野県ペストコントロール協会	(1) 公共施設及び指定避難所等の消毒活動 (2) 水害時等における防疫活動 (3) 災害ごみの集積場で発生する有害生物の駆除活動 (4) ネズミ・衛生害虫駆除活動 (5) 感染症発生時の消毒活動 (6) 防疫活動に必要な消毒薬その他物品の調達
災害時における相談業務に関する協定書 (資料3-47)	長野県弁護士会	災害時における被災者支援のための相談業務の実施
災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書 (資料3-48)	社会福祉法人小諸市社会福祉協議会	災害時における災害ボランティアセンターの設置及び運営
災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定書 (資料3-49)	浅麓工業企業組合及び長野県環境整備事業協同組合	災害時におけるし尿等の収集運搬
災害時における避難所ごみの対応支援に関する協定書 (資料3-50)	浅麓工業企業組合	災害時における避難所へのごみ箱の設置等の支援

災害時における物資供給に関する協定書 (資料3-51)	NPO法人コメリ災害対策センター	災害時における物資の供給及び運搬
上水道施設災害発生時等緊急時の発電機等のレンタル機材の貸借に関する協定書 (資料3-52)	(株)アクティオ 長野工機(株) (株)上田技研	災害時等における発電機等のレンタル機材の貸借及び運搬
上水道施設災害発生時等緊急時の発電機等のレンタル機材の接続等に関する協定書 (資料3-53)	(株)佐久電気 中川電気工業(株) 佐々木保守管理	災害時等における発電機等のレンタル機材の接続等
上水道緊急時の給水相互支援協定書 (資料3-54)	東御市	緊急給水が必要な事態が発生した際の給水支援
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書 (資料3-55)	東日本電信電話(株)	災害時における特設公衆電話の設置及び利用
災害時等における食事の供給協力に関する協定 (資料3-56)	(株)あんでくっく	災害時における食事の供給及び運搬
災害時における相互応援に関する協定 (資料3-57)	北海道芦別市 茨城県高萩市 東京都狛江市 東京都羽村市 山梨県上野原市 長野県茅野市 岐阜県瑞穂市 静岡県菊川市 鹿児島県枕崎市	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 被災者の救出、医療、防疫並びにこれらを行うための施設の応急復旧等に必要な資器(機)材及び物資の提供</li> <li>(2) 食料、飲料水、生活必需物資及びこれらの供給に必要な資器(機)材の提供</li> <li>(3) 救援、救助及び応急復旧活動に必要な車両等の提供</li> <li>(4) 救助及び応急復旧に必要な職員等の派遣</li> <li>(5) 被災者の一時収容のための施設の提供</li> <li>(6) 避難生活が長期化する可能性がある場合における民間施設の提供</li> <li>(7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項</li> </ol>
災害時における避難施設としての使用に関する協定 (資料3-58)	株式会社大栄製作所 石峠区長	災害時等における住民等の一時的な避難所としての施設使用許可
小諸浄化管理センター処理施設に係る災	日新電機株式会社東京支社	大規模自然災害等の発生により、小諸浄化管理センター処理施設が被災した際の緊急的復旧工事の実施

害時緊急復旧に関する協定 (資料3-59)		
停電時における発電機の相互利用に関する協定 (資料3-60)	軽井沢町 御代田町 立科町	災害の発生により、各自治体が管理する下水道処理施設停電時の発電機の相互利用
災害時の支援に関する協定 (資料3-61)	小諸グリーンサービス株式会社 (株)川崎技研、 竹花工業(株)、 イー・ステージ(株)	(1) 倒壊家屋の解体工事 (2) (1)に関わる廃棄物の運搬・保管・処理 (3) クリーンヒルこもろへの避難者の受け入れ (4) 上記に関わる必要な事項
小諸浄化管理センター処理施設に係る災害時緊急復旧に関する変更協定 (資料3-62)	三機工業株式会社	大規模自然災害等の発生により、小諸浄化管理センター処理施設が被災した際の緊急的復旧工事の実施
災害時における飲料水提供に関する協定 (資料3-63)	ダイドードリンコ株式会社	災害時における飲料水の提供及び運搬
災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定 (資料3-64)	佐川急便株式会社信越支店	(1) 避難所等への支援物資の配送計画策定及び配送の実施 (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集 (3) 物資集積・搬送拠点としての施設の提供 (4) 物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施 (5) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供
災害時における調査、測量及び設計等の応急対策業務に関する協定 (資料3-65)	小諸市測量設計業連絡協議会	(1) 公共施設等の被災状況及び急傾斜地の崩壊、土石流その他の土砂災害の状況に関する情報の収集及び報告に関する業務 (2) 被災した公共施設等の復旧工事に関する調査、測量及び設計 (3) 前2号に掲げるもののほか、市が公共施設等の復旧に関し必要と認める業務
災害時等におけるドローンを活用した支援活動に関する協定 (資料3-66)	一般社団法人ドローン減災士協会長野支部	災害時及び平常時において、ドローンを使用して実施する次の支援活動等 (1) 航空画像及び画像情報の収集による被災状況の調査 (2) 収集したデータ情報の処理、加工、提供 (3) 物資の運搬 (4) 避難誘導支援

		(5) 市が実施する防災啓発事業及び防災訓練等への協力 (6) ドローン利活用のための人材育成への協力 (7) 前各号に規定するもののほか、市が同協会と協議のうえ、決定した事項
--	--	--

## 2 相互応援体制の整備

- (1) 市は、締結した協定に基づき、応援要請の内容、方法、要請先の担当窓口等を把握・周知し、応援体制の整備を図る。
- (2) 協定締結先と合同防災訓練を実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施ができるよう連携強化に努める。
- (3) 国、県、他の市町村等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。
- (4) 応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、協定等を活用し、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として利用可能な施設等のリスト化に努める。
- (5) 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- (6) 訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。

## 3 その他市内の企業及び団体等との協力体制の整備

市内の企業及び団体においては、それぞれが定める防災計画等により、自衛消防組織の結成等の防災対策を実施するものであるが、市は、必要に応じてこれらと平常時から協議を行い、災害時の協力体制の整備を図るとともに、市が実施する防災訓練にも積極的な参加を呼びかけていく。

## 4 県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備

県と県内市町村による「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る協定」により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員の選定、職員が自活できるような資機材や物資等の確保及び活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

また、共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備する。

## 5 広域防災拠点の確保

- (1) 市は、大規模災害時の全国的な応援を円滑に受け入れることができるよう、受援計画を策定する。
- (2) 市は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

## 第6節 救助・救急・医療計画

(総務部(消防課) 保健福祉部(健康づくり課))

救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図るとともに、医療機関、消防署等の災害対応機能の強化を図る。

また、医療機関の被害状況、患者受入れ状況及び活動体制、災害発生、交通規制の状況等について、関係機関が相互に把握できるよう情報共有、連絡体制の整備を行う。

### 1 救助・救急用資機材の整備等

- (1) 消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。また、平常時から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。
- (2) 平常時から住民に対して、資機材の使用方法及び応急手当の指導を行う。
- (3) 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。

### 2 医療用資機材等の備蓄

災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等の備蓄・調達について、医療機関、民間業者等の協力が得られるよう体制を整える。

また、近隣市町村からの調達体制についても、あらかじめ整備を図る。

### 3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備

重篤患者など市及び市内の医療機関で対応できない場合に備えて、県(災害医療コーディネートチーム)との連携体制を整える。

### 4 消防及び医療機関との連絡体制の整備

医療機関の被害状況や医療機関に来ている負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、消防、医療機関等からの情報を迅速に入手することは不可欠である。このため、情報伝達ルート多重化、情報収集・連絡体制の明確化等について、連携体制を整備する。

- (1) 風水害等集団災害時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、市消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成するものとする。
  - ア 出動区分及び他機関への要請(ヘリコプターを含む。)等
  - イ 最先到着隊による措置
  - ウ 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
  - エ 応急救護所の設置基準、編成、任務等

- オ 各活動隊の編成と任務
  - カ 消防団の活動要領
  - キ 通信体制
  - ク 関係機関との連絡
  - ケ 報告及び広報
  - コ 訓練計画
  - サ その他必要と認められる事項
- (2) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても小諸北佐久地域災害時医療救護活動マニュアルに基づき医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。
- また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておくものとする。
- (3) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備に協力する。
- (4) 関係機関の協力を得て、市消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施するものとする。

## 第7節 消防活動計画

(総務部 (危機管理課・消防課))

大規模災害時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

### 1 消防活動体制の整備・強化

#### (1) 消防組織の状況

消防組織は、常備消防（佐久広域連合消防本部（以下「消防本部」という。））と非常備消防（市消防団）により構成されている。その整備状況は、資料8-1のとおりである。

#### (2) 消防体制の整備

ア 「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、風水害等大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期する。

イ 市消防団の体制は、資料8-1、8-2のとおりで、地域に密着した体制となっているが、今後も「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。

ウ 発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は年々減少する傾向にあるので、次の対策を実施し、人員の確保を図る。

(ア) 消防団総合整備事業等を活用した消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両、資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図る。

(イ) 地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

(ウ) 消防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自主防災組織等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで、消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図る。

エ 消防団の役割と地域の実情に応じた消防団体制、分団編成等について検討していく。

#### (3) 消防水利の多様化及び適性化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態が予想されることから、防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

(4) 被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行う。

(5) 応援協力体制の確立

「長野県消防相互応援協定」(資料3-1参照)に基づき、消防本部と調整を図り、災害時の応援要請及び応援の受入れ体制について平常時から検討しておく。

(6) 自主防災組織等の育成促進

発災初期における消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動が不可欠なことから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進する。

**2 住民の出火防止・初期消火体制の整備・強化**

(1) 一般家庭に対する出火防止の指導

市は、一般家庭内における出火を防止するため、消防団等を通して、火気使用の適正化や消火器具、住宅用火災警報器の設置等の普及等、出火防止の指導に努める。

(2) 地域住民の初期消火体制の整備

市は、地域単位で自主防災組織の育成を図るとともに、日ごろから火災時の初期消火等について知識、技術の普及に努める。

**3 事業所の出火防止・初期消火体制の整備・強化**

(1) 事業所に対する出火防止の指導

市は、消防用設備等の維持点検と取扱方法の徹底について指導する。

(2) 事業所の初期消火体制の整備

火災の発生時における応急措置要領を定めるとともに、自主防災組織(自衛消防隊等)の育成を図る。また、地域住民と日ごろから連携を図り、火災発生時には、協力して初期消火体制が確立できるように努める。

## 第8節 水防活動計画

(総務部 (危機管理課・消防課) 産業振興部 (農林課) 建設水道部 (建設課))

市は、市域を洪水等の水害から守るため、水害が発生し、又は発生するおそれがあるときには、迅速かつ的確な水防活動が実施できるよう、資機材の整備、消防団の組織整備を進める。

### 1 水防計画

市は、集中豪雨等により、水害が発生するおそれがある場合又は発生した場合において、迅速な情報収集と的確な水防活動を実施できるよう、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 水防組織、消防団の確立・整備
  - (2) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資機材の備蓄ほか次に掲げる事項
    - ア 重要水防箇所（資料9－5参照）周辺の立竹木、木材等洪水時に使用できる資材の確認
    - イ 緊急時に使用できる農家、資材業者等の資機材在庫量の把握及び協力体制の整備
  - (3) 通信連絡体系の整備及び警報等の住民への伝達体制の整備
  - (4) 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視
  - (5) 河川ごとの水防工法の検討
  - (6) 水防資機材搬送手段の確立
  - (7) 居住者への立退きの指示体制の整備
  - (8) 洪水時等における水防活動体制の整備
  - (9) 他の水防管理団体との相互応援協定の締結
  - (10) 浸水想定区域に指定された場合は区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の作成
  - (11) 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地の指定
  - (12) (11)に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備
  - (13) 水防機関の整備
  - (14) 水防計画の策定
  - (15) 次に掲げる事項を重点とした水防訓練の実施（年1回以上）
    - ア 水防技能の習熟
    - イ 水防関係機関等との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発
    - ウ 災害時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練
  - (16) 要配慮者利用施設に係る避難計画や避難訓練に対する、助言・勧告
- なお、水防計画の策定に当たっては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水

防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化する。

〔住 民〕

日ごろから河川や側溝の清掃を行い、土砂、ごみ、樹木等流れを妨げる障害物を取り除くよう努めるものとする。

**2 消防団の活動体制の整備**

本市では、消防団が水防団を兼ねているため、水防活動実施時には消防団の力によるところが大きい。このため、本章第7節「消防活動計画」に定めるとおり、消防団の組織力向上のため、必要な対策を講ずる。

なお、前記1(2)アの重要水防箇所の把握に当たっては、その箇所ごとに消防団の担当を定め、平常時から定期的に巡視に当たる。

## 第9節 要配慮者支援計画

(総務部(危機管理課) 市民生活部(人権政策課)  
保健福祉部(健康づくり課・福祉課・高齢福祉課) 産業振興部(商工観光課))

近年の高齢化、国際化、都市化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害時には、要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、市及び社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者(以下「避難行動要支援者」という。)を守るための防災対策の一層の充実を図る。

また、近年、社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について対策を講ずる。

さらに、市内の地理に不案内な観光客、外国人旅行者等に対しても、緊急時の避難方法及び指定緊急避難場所、指定避難所等を周知する必要がある。

### 1 避難行動要支援者対策

#### (1) 避難行動要支援者支援に関する計画の作成

市は、地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理し、全体計画の作成に努める。また、市地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

市が、地域防災計画に定める事項は以下を必須とする。

#### ア 避難支援等関係者となる者

市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供する。ただし、市条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りでない。

避難支援等関係者となる者は、以下に掲げる団体及び個人とする。

- ・消防機関
- ・警察機関
- ・民生・児童委員
- ・社会福祉協議会
- ・自主防災組織
- ・自治会

イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は以下の要件とする。

- ・ 65歳以上の者一人で構成する世帯に属している者
- ・ 65歳以上の者のみ又は65歳以上の者及び児童（当年度の3月末までに満16歳に達しない者）で構成される世帯に属する者
- ・ 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条に規定する要介護者で要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日厚生省令第58号）による区分が要介護3以上の者
- ・ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）第5条第3項に定める別表第5号の規定による1級又は2級に該当する者
- ・ 療育手帳交付要綱（昭和50年長野県告示第192号）の規定に基づく療育手帳の交付を受けた者で、障害の程度の判定区分が重度に該当する者
- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の規定による1級に該当する者
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく自立支援医療費（精神通院医療に係るものに限る。）の支給の認定を受けた者
- ・ 特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和57年長野県告示第275号）第9の規定により特定疾患医療受給者証の交付を受けている者
- ・ 常時特別な医療を必要とする在宅療養者
- ・ 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市は、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

また、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係課で把握している情報を集約し、市で把握していない情報が名簿作成のために必要であると認められるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、情報提供を求めることが可能であるため、積極的に情報の取得に努める。

- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 住所又は居所
- ・ 電話番号その他の連絡先
- ・ 避難支援等を必要とする事由
- ・ 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

エ 名簿の更新に関する事項

市は、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援

者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つ。

オ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる事項

市は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずる。

- ・当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- ・災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明する。
- ・避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導する。
- ・避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- ・避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。

カ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

市は、要配慮者が避難のための立退きの指示を受けた場合には、円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

キ 避難支援等関係者の安全確保

市は、災害応急対策に従事する避難支援等関係者の安全の確保に十分配慮しなければならない。

## (2) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成

市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

なお、居宅で人工呼吸器等を日常的に用い、長時間（おおむね4時間以上）の停電が生命維持にかかわる児・者については、平時から非常用電源の確保、災害時の安否確認の体制整備、医療機関等との連携体制の整備に努める。

## (3) 個別避難計画作成の努力義務

市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身

の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成する。

加えて、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

(4) 避難行動要支援者名簿の提供

市は、消防機関、警察機関、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人（本人が意思表示できない場合は代理人）の同意を得ることにより、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。なお、災害が発生した場合や災害が発生するおそれがある場合には、本人の同意の有無にかかわらず、必要に応じ、避難支援等関係者に情報提供を行うものとする。

その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

(5) 要配慮者支援計画の作成

市は、地域における災害特性等を踏まえ、地域住民と連携を図りながら要配慮者支援計画を作成するとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努める。

(6) 避難行動要支援者の移送計画

市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

(7) 個別避難計画の事前提供

市は、消防機関、警察署、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意又は市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(8) 避難行動要支援者への配慮

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

(9) 地区防災計画との調整

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

## 2 在宅者対策

在宅の要配慮者については、その所在や個々の態様に応じた援護の状況把握に努めるとともに、災害発生に備え、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策等の支援協力

体制の確立、要配慮者が自らの対応能力を高めるための防災教育や防災訓練の充実強化など、防災の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の保健福祉施策等との連携の下に行う。

(1) 指定避難所の整備

ア 市は、災害時において避難所となる公共施設について安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化・多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。

イ 市は、耐震、耐火、鉄筋構造等を備え、バリアフリー化された社会福祉施設等について、一般の避難所では生活が困難な障がい者や在宅要介護高齢者等が避難する福祉避難所としてあらかじめ指定する。

(2) 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者利用施設の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様にあわせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう働きかける。

(3) 応援体制及び受援体制の整備

市は、他の市町村において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な社員（社会福祉士、保健師等）、車両、資機材（車いす等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、要配慮者利用施設の管理者に対し、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する協定を締結するよう働きかける。

また、災害時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定めておく。

(4) 避難所における要配慮者支援体制の整備

市は、災害時において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、避難所において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チームの派遣に備え、保健医療関係者との連携、活動内容についての周知、チーム員の研修を実施するなど体制を整備する。

(5) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握

民生・児童委員や自主防災組織等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。

なお、状況把握にあたっては、本人の意思に反してプライバシーに関わる事項の申出を強制しないよう十分注意する。

(6) 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備

市は、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害時に効果的に利用することで、要

配慮者に対する援護が適切に行われるように努める。

なお、当該名簿は、閲覧できる者を限定するなどして、プライバシー情報が漏洩しないよう十分注意する。

(7) 支援協力体制の整備

市は、保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民、地元消防団、NPO・ボランティア等との連携のもとに、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。

3 要配慮者利用施設対策

要配慮者利用施設においては、施設利用者の安全の確保に十分配慮し、施設そのものの安全性を高めるための防災設備等の整備、災害予防対策や災害時における迅速かつ的確な対応を行うための組織体制の確立、職員や施設利用者に対する防災教育・防災訓練の充実強化など、施設利用者の態様に応じたきめ細かな災害予防対策を講ずる。

(1) 非常災害時の整備

市は、社会福祉施設等に対し、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画の作成について指導する。

(2) 防災設備等の整備

市は、要配慮者利用施設の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）を行うよう指導する。

(3) 組織体制の整備

市は、要配慮者利用施設の管理者に対して、災害予防対策や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、施設ごとにあらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地元自治会組織やNPO・ボランティア、地元消防団、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。

(4) 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者利用施設の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。

(5) 応援体制及び受援体制の整備

市は、要配慮者利用施設の管理者に対し、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車いす、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。

また、災害時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で

避難支援計画等に関する協定及び県内市町村における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する協定を締結するよう働きかける。

- (6) 県及び市の指導の下に、医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導する。
- (7) 市は、医療施設の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導する。
- (8) 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。
- (9) ホテル・旅館等の確保  
市は、要配慮者の避難先として、ホテル・旅館等の民間施設を速やかに活用できるよう、担当部署の調整や協定の締結等に努める。

#### 〔要配慮者利用施設〕

##### (1) 非常災害時の体制整備

社会福祉施設等においては、県及び市の指導の下に、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

##### (2) 防災設備等の整備

要配慮者利用施設においては、県及び市の指導の下に、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備えて、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）を行うものとする。

##### (3) 組織体制の整備

要配慮者利用施設においては、県及び市の指導の下に、災害予防対策や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるものとする。

##### (4) 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設においては、県及び市の指導の下に、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

##### (5) 応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設においては、県及び市の指導の下に、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車等）、資機材（車いす、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。

なお、一般の指定避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、市から要請があった場合、積極的に協力するものとする。

(6) 災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導體制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資機材等の備蓄など防災体制の強化を図るものとする。

(7) 県、市及び関係機関の指導の下に、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

また、災害時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。

#### 4 観光客、外国籍住民、外国人旅行者対策

(1) 観光客の安全対策の推進

ア 関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する。

イ 観光関連事業者（旅館・ホテル等）に対して、外国人旅行者にも対応した「災害時における対応（心得）」を作成するよう指導する。

(2) 外国籍住民、外国人旅行者の状況把握及び支援体制の整備

市内における外国籍住民の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導體制等外国籍住民に対する支援体制の整備を図る。

(3) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知

市は、観光客、市内に居住する外国籍住民及び外国人旅行者に対する指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

(4) 外国籍住民、外国人旅行者等の被災者への情報提供体制の整備

関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍住民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。

(5) 防災教育・防災訓練の実施

市は、外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への観光客及び外国籍住民等の参加推進などを通じて、外国籍住民に対する防災知識の普及を図るとともに、観光客の被災拡大を防ぐための努力を講ずる。

(6) 応援体制及び受援体制の整備

他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。

また、災害時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ

効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

## 5 浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の区域内の要配慮者利用施設対策

- (1) 浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の区域内の要配慮者利用施設（資料16－10参照）に対して、避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施など防災体制の整備について連携して支援する。
- (2) 土砂災害警戒区域ごとに警戒体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

また、市は要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。

### 〔要配慮者利用施設の管理者〕

浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設等、診療所に該当するもののほか、それ以外の類型のものにあっても）の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。

土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内に立地し、防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保に関する計画を作成するとともに、ハザードマップを活用するなどして地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施するものとする。また、水防管理者その他関係者との連絡調整や利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害を軽減するために自衛水防組織を置くよう努めるものとする。なお、避難確保に関する計画を作成・変更したときは遅滞なく市長へ報告するものとする。

## 第10節 緊急輸送計画

(総務部 (危機管理課) 建設水道部 (建設課))

大規模災害時には、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、緊急交通路の確保と輸送力の確保に関し、迅速に対応できる体制を平常時から確立するとともに、緊急通行車両及び規制除外車両の確認等を受け、災害による交通障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前対策を確立する。

### 1 緊急輸送道路の指定

市は、警察や他の道路管理者と連携して、災害発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施するため、緊急輸送道路（資料 6-5・6-6 参照）を選定し、当該道路の防災対策の計画を定め整備を図る。

### 2 災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保

災害時の輸送の拠点となるヘリポート及び物資輸送拠点（資料 6-1 参照）を指定し、必要に応じて施設等の整備を行う。

### 3 輸送体制の整備計画

大規模な風水害が発生したときには、物資輸送拠点までの幹線輸送と、輸送拠点から各避難所等への末端部の輸送を円滑に実施しなければならないが、この場合、陸上における輸送手段を迅速に確保して輸送システムを早期に確立するとともに、道路交通網の寸断を予想して、ヘリコプターを活用した空からの輸送についても確保を図る。

- (1) 緊急輸送に必要なバス・トラック等の車両調達については、管内の輸送事業者と連絡を密にし、災害時の協力体制を確保しておく。
- (2) 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。この場合、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。
- (3) 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。なお、燃料については、あらかじめ石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。
- (4) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を

受けることができることについて、周知及び普及を図る。

- (5) ヘリコプターの活用については、本編第2章第5節「ヘリコプターの活用計画」のとおりとし、平常時から連携を密にする。

#### 4 緊急通行車両等の確認

被災地及びその周辺においては、救急救助、消火、緊急物資の輸送、応急復旧対策等に従事する車両の通行を最優先で確保しなければならない。このため、市が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両等の確認を受ける。

(別記様式)

緊急通行車両の標章



- 備考1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

#### 5 障害物の処理体制の整備

- (1) 関係団体と災害廃棄物・倒木の障害物処理に関する対応について調整し、体制を整備する。
- (2) 障害物の一時集積場所をあらかじめ定めておく。

## 第11節 避難の受入活動計画

(総務部 (危機管理課) 保健福祉部 (福祉課・高齢福祉課・こども家庭支援課)  
建設水道部 (建設課・上水道課) 教育委員会事務局 (学校教育課))

風水害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生ずるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、市は、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保、応急仮設住宅の迅速な供給体制の整備、学校等における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定等を進める。

また、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の感染症対策や生活環境改善が求められている。

そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備える。

### 1 避難計画の策定等

#### (1) 避難体制の整備等

ア 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

イ 市が避難すべき区域や判断基準、伝達方法を定める場合、河川管理者等と協力し、計画を策定するよう努める。

ウ 市は、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路などの避難計画を策定する場合は、県と協力して行う。

エ 浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の区域内の要配慮者利用施設（資料16-10参照）に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。

オ 市は、県と連携して、地域住民の声掛けにより、避難情報が共有され、避難行動が促されるよう、「率先安全避難者」制度の運用を検討する。また、河川の水位・監視カメラ映像のリアルタイム配信など、身近に迫る危険な情報を多様な伝達手段を用いて住民に伝達するよう努める。

カ 市は、佐久地域振興局と連携して、あらかじめ住民に対し、ホームページ、広報誌等の

様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、感染症の対応に関する情報を提供する。

(2) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

ア 市は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

イ 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

(3) 避難計画の作成

市は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努める。

ア 避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法

イ 高齢者等避難を伝達する基準及び伝達方法

ウ 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類

エ 指定緊急避難場所及び指定避難所（資料7-1参照）の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者

オ 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法

カ 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(7) 給食措置

(4) 給水措置

(7) 毛布、寝具等の支給

(エ) 衣料、日用品の支給

(カ) 負傷者に対する救急救護

キ 指定避難所の管理に関する事項

(7) 避難受入れ中の秩序保持

(4) 避難住民に対する災害情報の伝達

(7) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底

(エ) 避難住民に対する各種相談業務

ク 広域避難地等の整備に関する事項

(7) 受入施設

(4) 給水施設

(7) 情報伝達施設

ケ 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

(7) 平常時における広報

a 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行

b 住民に対する巡回指導

## c 防災訓練等

## (4) 災害時における広報

- a 広報車による周知
- b 避難誘導員による現地広報
- c 住民組織を通じた広報

なお、市は、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、緊急安全確保を講ずべきことにも留意する。

なお、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

## (4) 避難行動要支援者対策

市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等に携わる関係者として定めた消防機関、警察機関、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

## (5) 帰宅困難者等対策

市は、帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

## (6) 安全確保措置に関する事項

避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

## 〔関係機関〕

- (1) それぞれの施設管理者は、避難計画を県及び市の指導に基づき作成し、避難の万全を期する。
- (2) 市の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力するものとする。
- (3) 要配慮者の利用する施設の管理者は、県及び市の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、市、地域住民等との連携の下に、支援協力体制の確立に努めるものとする。

特に、要配慮者利用施設の管理者にあつては、避難誘導に係る訓練の実施等により、市、地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、避難体制の確立を図るものとする。

## 〔住民〕

- (1) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておく。

ア 災害の状況に応じて避難行動をどのようにとるか。

- (7) 指定緊急避難場所への立退き避難

- (イ) 「近隣の安全な場所」(近隣のより安全な場所・建物等)への立退き避難
  - (ロ) 「屋内安全確保」(その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動)
- イ 災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段をどのように確保するか(テレビ、ラジオ、インターネット等)。
- ウ 家の中でどこが一番安全か。
- エ 救急医薬品や火気などの点検
- オ 幼児や高齢者の避難は誰が責任をもつか。
- カ 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路はどこにあるか。
- キ 避難するとき、誰が何を持ち出すか、非常持ち出し袋はどこにおくか。
- ク 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。
- ケ 昼の場合、夜の場合の家族の分担
- (2) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につける。
- (3) 指定避難所での生活に最低限(3日分程度)必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、携帯電話用モバイルバッテリー等をいつでも持ち出せるように備えておく。

#### 〔企業等〕

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努める。また大規模な集客施設等の管理者は、利用者の誘導體制の整備に努める。

## 2 避難場所の確保

市は、災害の危険が切迫した場合の住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための指定緊急避難場所を、あらかじめ指定しておく必要がある。

- (1) 市は、公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図る。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、**資料7-1**のとおりである。

- (2) 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、大規模な火事、内水氾濫(一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水)の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

なお、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

- (3) 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町の方が避難に利便を有す

る場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておく。

- (4) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。
- (5) 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

### 3 避難所の確保

- (1) 指定避難所（資料7-1参照）については、避難者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。
- (2) 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。
- (3) 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。
- (4) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。
- (5) 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。
- (6) 市は、前(5)の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。
- (7) 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (8) 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておく。
- (9) 指定避難所に指定した施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、必

要に応じ、換気、照明、冷暖房等の設備の整備に努める。

なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。

- (10) 避難所の感染症対策については、本編第2章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

- (11) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。また、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

- (12) テレビ、携帯ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行う。

- (13) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド（以下「段ボールベッド等」という。）、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの常設に努める。なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。

- (14) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。

なお、災害時に指定避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うとともに、必要な物資等の備蓄に努める。

- (15) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。

- (16) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。

- (17) 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」（令和4年3月改定）、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各指定避難所の運営マニュアル等の整備に努める。

- (18) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

- (19) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

- (20) 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮す

る。

- (21) 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。
- (22) 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- (23) 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

#### 4 避難路の確保

市は、指定緊急避難場所及び指定避難所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。

- (1) 十分な幅員があること。
- (2) 万一に備え、複数の路線を確保すること。
- (3) 崖崩れ等のおそれのある箇所を通過しない経路を選定すること。

#### 5 避難所等の周知徹底

市は、指定避難所等を明示した表示板を設置するとともに、これらの所在地及び避難路等を記載した防災マップを作成し、住民への配布等を積極的に行う。

#### 6 要配慮者等

- (1) 市は、県と連携して、在宅の高齢者、障がい者等の要配慮者の速やかな避難誘導を図るため、自主防災組織及び民生・児童委員等と連携を綿密に行うよう努める。
- (2) 要配慮者の避難については、まず身近な指定避難所に避難誘導し、その指定避難所に「要配慮者専用スペース（福祉避難室）」を設けるか、必要に応じて福祉避難所へ二次避難させる体制を整える。

#### 7 住宅の確保体制の整備

住居の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。このため、市は県と連携し、住宅情報の提供又は住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

- (1) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- (2) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- (3) 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。応急仮設住宅の建設候補地については、資料7-2に掲げるとおりである。
- (4) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。
- (5) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。
- (6) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制

を整備する。

## 8 学校等における避難計画

災害時、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び保育園・幼稚園（以下「学校等」という。）においては、幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え、迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長・保育園長・幼稚園長（以下「学校長等」という。）は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難計画を具体的に定めておく必要がある。

学校等においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校等の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておく。

### (1) 避難計画の作成

ア 学校長等は、風水害が発生した場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておく。この場合、計画作成に当たっては市、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。

イ 学校長等は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、市教育委員会及び保健福祉部に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。

ウ 防災計画には、次の事項を定めておく。

- (ア) 風水害対策に係る防災組織の編成
- (イ) 風水害に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法
- (ロ) 市、市教育委員会、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
- (ハ) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
- (ニ) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
- (ホ) 児童生徒等の帰宅と保護の方法
- (ヘ) 児童生徒等の保護者への引き渡し方法
- (ヘ) 児童生徒等が登下校の途中で風水害にあった場合の避難方法
- (ケ) 児童生徒等の救護方法
- (コ) 初期消火と重要物品の搬出の方法
- (セ) 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む。）の点検方法
- (ソ) 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
- (ス) 防災訓練の回数、時期、方法
- (セ) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
- (ソ) 風水害時における応急教育に関する事項
- (タ) その他、学校長等が必要とする事項

### (2) 施設・設備の点検管理

学校等における施設・設備の点検管理は、次の事項に留意し、適切に行う。

ア 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が風水害の作用によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。

イ 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。

ウ 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。

(3) 防火管理

風水害での二次災害を防止するため、防火管理に万全を期する。

ア 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。

イ 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

(4) 避難誘導

ア 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。

イ 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、次の事項に留意する。

(ア) 児童生徒等の行動基準及び学校等や教師の対処、行動を明確にすること。

(イ) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にすること。

(ウ) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できること。

(エ) 登下校時、在宅時における災害時の場合にも対応できること。

9 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

近年の災害における避難生活では、住宅の被害や電気・水道等のインフラの途絶など支障がある中で、避難所に居場所を確保できない、家族や自分の健康状態により自宅から出られない等、様々な事情により、避難所への避難ではなく、在宅や車中泊で避難生活を送る避難者及び被災者が少なからず発生した。

また、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて分散避難の取組が進み、ホテル・旅館の活用や親戚・知人宅への避難といった形態が推奨されるなど、避難者等の避難生活の状況は多様化している。

このような避難生活を取り巻く状況の変化を踏まえ、避難者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、多様な避難生活の場所を想定して支援を検討する必要がある。

(1) 保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう、事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努める。

(2) 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

(3) やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や、車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

## 第12節 孤立防止対策

(総務部 (危機管理課) 建設水道部 (建設課))

災害時の孤立地域をあらかじめ予測し、住民との間の情報伝達が断絶しないよう通信手段を確保するとともに、孤立予想地域に通ずる道路の防災対策及び他の道路による迂回路の確保に努める。また、孤立した場合に備え、平常時から住民に対し、食料品等の備蓄をしておくよう啓発するとともに、要配慮者や観光客の孤立予測についても、平常時から把握しておく。

### 1 孤立予想地区の現況

糠地 (水石地区)、後平 (飼場地区)、小諸高原ゴルフコース、菱野温泉、浅間山荘、大久保の分譲地 (小諸草笛ランド・イトーピア小諸高原別荘地・薫風山荘) などにおいては、風水害時の土砂崩落、倒木等により通行できないことが予想される。

ひとたび大規模な風水害が発生すれば交通手段の寸断等により孤立地域が発生する可能性が高く、その際は、要配慮者に対する優先的な支援が必要である。孤立した場合、生命あるいは健康上、緊急に支援する必要がある住民を平常時から把握し、孤立地域発生時に備える。

- (1) 中山間地域などの集落のうち、道路交通等による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難又は不可能となるおそれがある孤立予想地域をあらかじめ把握しておく。
- (2) 市は、平常時の行政活動を通じ、孤立予想地域における高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき住民の実態を把握しておく。
- (3) 市は、観光客の滞在が予想される地域にあっては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておく。

#### 〔住 民〕

各地域においては、地区内の要配慮者について平常時から把握するよう努めるものとする。

### 2 通信手段の確保

- (1) 本市の情報連絡体制及び広報体制については、本章第3節「情報の収集・連絡体制計画」及び第18節「災害広報計画」のとおりである。
- (2) 災害時における緊急を要する場合の更なる通信連絡を確保するため、あらかじめ東日本電信電話(株)長野支店長に対し、災害時優先電話の登録を受けておくとともに、運用方法等について習熟し、効果的な活用に努める。
- (3) 災害の状況により孤立が予想される地区については、防災行政無線 (同報系) の子局・戸別受信機の設置状況、各地区放送施設 (区内放送) の設置状況等を考慮し、特に情報伝達系統の確保に万全を期する。

### 3 災害に強い道路網の整備

市内には狭隘な道路、未舗装の道路が存在することから、緊急度に応じた整備が必要である。

今後も、県等関係機関の協力を得て、道路整備を計画的に実施するとともに、代替路線の確保に努める。

〔住 民〕

道路に面した工作物・立ち木等について、災害時に道路封鎖等の影響を与えることのないよう配慮するものとする。

#### 4 避難所の確保

孤立予想地区には、必ず1つは避難所があるように指定をし、避難所を確保しておく。また、その施設の安全性の確保については、十分な対策を講ずる。

#### 5 自主防災組織の育成

大規模災害時には、人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。

したがって、市は、各自治会組織を通じ、自主防災組織の組織化及び育成に努めるとともに、要配慮者等の把握と、日ごろの防災教育の推進を図る。

〔住 民〕

孤立が予想される地域の住民は、組織結成に対して積極的に参加するよう努めるものとする。

#### 6 備 蓄

備蓄計画については、本章第13節「食料品等の備蓄・調達計画」によるが、大規模災害時は、家屋等に被害を受けた住民に対する救援活動を優先せざるを得ないという現実にかんがみ、住民個々の被災が少なく、道路の寸断により孤立するという事態においては、可能な限り生活を維持できるよう、備蓄について各人が配慮するよう指導する。

市は、避難所等への分散備蓄について配慮する。

〔住 民〕

- (1) 孤立が予想される地域の住民は、平常時から最低1週間分の備蓄を行うものとする。
- (2) 観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行うものとする。

## 第13節 食料品等の備蓄・調達計画

(総務部 (危機管理課) 産業振興部 (商工観光課・農林課))

大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保する上で食料の備蓄・供給は重要であり、住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日間、可能な限り1週間(孤立予想地域にあつては最低1週間。以下同じ。)は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

市は、食料を持ち出せない者等を想定して必要量を定め、食料の備蓄を実施する。

また、市は、具体的な備蓄体制を検討する上で、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」(令和6年10月11日付6危第168号)に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行う。

### 1 食料品等の備蓄・調達体制の整備

- (1) 第1編第5節「地震被害想定」に示す被害想定結果や、外部からの支援が届く時期の想定、地域の実状等を勘案し、調理を要しないか、又は調理が容易で食器具等が付属した食料品を中心に非常用食料の備蓄を行い、必要に応じて更新する。なお、備蓄する非常用食料は、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、アレルギーを持つ者や、高齢者、乳幼児等にも配慮したものとする。
- (2) 防災倉庫及び学校等の一定期間滞在する避難施設に分散して備蓄するものとし、定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。
- (3) 市は、「長野県市町村災害時相互応援協定書」(資料3-3参照)等による他の市町村等からの災害時の食料調達体制を整備する。
- (4) 食料品販売業者等に対して、災害時における食料品の供給についての協力を求め、必要に応じて協議する。
- (5) 県と備蓄品目及び数量の情報共有を図ることにより、災害時の備蓄食料の円滑、効率的な供給体制を整備する。
- (6) 住民、企業等に対して、次のような食料備蓄の重要性についての啓発を、防災訓練等の機会を通じて行う。

ア 「自分の命は自分で守る」という防災の基本どおりに、家庭においても市備蓄食料や、調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、1人当たり最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料(乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。)を非常時に持ち出しができる状態で備蓄することを原則とする。

イ 高齢者用、乳児用等の食料品は供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意すること。

ウ 企業や事業所等においても、災害発生に備えて食料備蓄を行うよう努めるものとする。

## 2 食料品等の供給計画

- (1) 救援食料の集積場所及び輸送方法を定めておき、必要に応じて施設の整備を行う。
- (2) 炊き出し実施場所を定めておくとともに、実施に当たっての協力団体等と協議を行い、円滑な食料供給ができるようにする。また、炊き出しに必要な調味料や食器等の備蓄・調達についても考慮する。
- (3) 要配慮者については、関係機関、団体等の協力を得て、平常時から食料品等の供給体制を整備し、円滑な食料供給ができるよう努める。
- (4) 市は、生活協同組合コープながのと「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」（資料3-17参照）、株式会社ツルヤと「災害時における食料品等災害関連物資の供給協力に関する協定」（資料3-19参照）等民間事業者と災害時における食料品等の供給協力に関する協定を締結しており、災害時に必要な関連物資が十分に供給されるよう平常時より連携強化に努める。

## 第14節 給水計画

(総務部 (危機管理課) 建設水道部 (上水道課))

飲料水の備蓄は、配水池の貯留水並びにボトルウォーターとし、各上水道施設の維持管理に努めるとともに、平常時より水質等の検査を行い、災害時に備える。

このほか、市は小諸市水道施設等の指定管理者と連携し、被災を最小限に食い止めるため、事前に施設の災害に対する安全性の確保を進めるとともに、給水タンク等の確保を図り、飲料水の供給に備える。

また、本市での供給が困難な場合は、相互応援協定等により被災していない市町村からの応急給水の支援を受けて、飲料水の確保を図れるようにしておく。

なお、市は、水の備蓄において、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」(令和6年10月11日付6危第168号)に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行う。

### 1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備

- (1) 小売業者等に対して、災害時における飲料水等の供給についての協力を求め、必要に応じて協議する。
- (2) 下記(5)にある住民が実施する事項への支援を行う。
- (3) 県が実施する対策に対する協力をを行う。
- (4) プール等飲料水以外の貯水状況を把握しておく。
- (5) 住民が実施する自家用井戸等の維持確保への支援や災害時の提供協力の促進に努める。
- (6) 住民に対し、次のような飲料水等の備蓄・調達に関する啓発活動を行う。
  - ア ふろの残り湯の活用を習慣づける。
  - イ ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努める。
  - ウ ポリタンク等給水用具の確保を行う。
  - エ 自家用井戸等について、その維持、確保に努める。

### 2 上水道施設の整備

- (1) 配水池等、施設の災害に対する安全性の確保等の整備を行う。
- (2) 連絡管路等の整備、予備電源の確保を行う。

### 3 飲料水等の供給計画

- (1) 調査・資料収集に基づき影響範囲を特定し、給水体制の確立を図る。
- (2) 拠点給水の位置及び給水方法を決定する。
- (3) あらかじめ想定されている消火栓からの取水を基本とする。
- (4) 給水車、給水タンク、給水袋の確保を行う。

## 第15節 生活必需品の備蓄・調達計画

(総務部 (危機管理課) 産業振興部 (商工観光課))

災害時には、住民の生活物資の喪失、流通機能のまひ等により生活必需品に著しい不足が生ずることが予想される。このため、災害に備えて、必要な物資の備蓄・調達体制の整備を図る。

### 1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備

- (1) 災害時において、物資が必要な場合には、流通業等の民間業者から調達することになる。市は、これらの業者と必要に応じて協議し、次に掲げるような物資について災害時に協力が得られるような体制づくりに取り組む。また、その際には、要配慮者等や男女のニーズの違いに配慮する。

ア 寝具 (タオルケット、毛布、エアーマット、段ボールベッド等)

イ 衣類 (下着、靴下、作業衣等)

ウ 炊事道具 (ナベ、包丁、卓上コンロ等)

エ 身の回り品 (生理用品、紙おむつ、タオル等)

オ 食器等 (ほ乳びん (消毒薬等含む。)、はし、茶わん等)

カ 日用品 (石けん、ティッシュペーパー、携帯トイレ、簡易トイレ、組立式トイレ、トイレトイレットペーパー等)

キ 光熱材料 (マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等)

ク 感染症予防対策用資器材 (アルコール消毒薬、不織布マスク、フェイスシールド、ゴーグル、使い捨て手袋、非接触式体温計、パーティション、簡易ベッド、換気用扇風機等)

- (2) 最大の避難所避難者数の発生が想定される災害など、第1編第5節「地震被害想定」の被害想定結果等を踏まえて、備蓄・調達体制を整備するよう努める。

また、市は、上記品目 (特に、紙おむつや携帯トイレ等、トイレトイレットペーパー、生理用品、毛布) の備蓄を検討する上で、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」(令和6年10月11日付6危第168号) に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行う。

- (3) 住民に対し、生活必需品のほか、食料・水・携帯ラジオなど、災害時に必要な物資の備蓄及び非常持ち出し袋等の準備について、啓発活動を行う。

### 2 生活必需品の供給体制の整備

- (1) 生活物資の集積場所及び輸送方法を定めておき、必要に応じて施設の整備を行う。
- (2) 義援物資が大量に搬入されることも考えられることから、義援物資の受入れ体制や配布方法について、ボランティア等の活用も含めた体制を整備する。
- (3) 要配慮者については、関係機関、団体等の協力を得て、平常時から生活必需品の供給体制

を整備し、円滑な生活必需品の供給ができるよう努める。

### 3 家庭内備蓄の推進

市は、住民に対して、1 (1)に示した生活必需品のほか、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄を図り、避難に備え非常持ち出し袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行うよう指導する。

## 第16節 危険物施設等災害予防計画

（総務部（消防課））

大規模災害等により危険物、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物劇物等の危険物品、放射性物質、石綿、及び大気汚染防止法に定める特定物質（以下「危険物等」という。）を取り扱う施設又は石綿使用建築物等（以下「危険物施設等」という。）に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、緩衝地帯の整備等、安全性の向上を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

### 1 危険物施設災害予防

#### (1) 規制及び指導の強化

ア 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、風水害等によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備等とするよう設置者（申請者）に対する指導を強化する。

イ 既設の危険物施設（資料8-4参照）については、施設の管理者に対し、災害時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。

ウ 化学実験室等を有する学校、企業など、多種類の危険物を保有する施設に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等による混触発火が生じないよう管理徹底を指導する。

エ 立入検査等の予防査察において、危険物施設の維持管理、安全管理状況などに重点をおいて実施する。

#### (2) 自主防災組織の整備促進

ア 緊急時における消防機関等との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

イ 危険物施設の管理者等関係者を対象に講習会などの保安教育を実施する。

#### (3) 化学的な消火、防災資機（器）材の整備促進

多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図るとともに、化学消火剤を保有する施

設、民間業者等の実態の把握に努める。

また、危険物施設の管理者に対し、災害時における災害の拡大防止対策に必要な資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導する。

(4) 相互応援体制の整備

近隣の危険物施設等との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導する。

(5) 警察との連携

危険物施設の設置又は変更の許可をしたときは、警察に連絡をし、連携を図る。

## 2 その他危険物施設等災害予防

高圧ガス、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設等の災害予防については、消防本部と協力して、関係機関、住民等に対して指導徹底する。

## 第17節 ライフライン施設災害予防計画

(総務部 (危機管理課) 建設水道部 (下水道課・上水道課))

上下水道及び電気施設等のライフライン施設は、生活の根幹をなすものであり、これらが災害により被害を受け、機能まひに陥ることによる影響は極めて大きい。

このため、風水害等の災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう、施設の災害防止対策を推進する。

### 1 上水道施設の整備

#### (1) 施設の安全性の充実

- ア 老朽管等の布設替を進める。
- イ 配水管等の管網図の整備充実を図る。
- ウ 断水等の影響を最小限にとどめるため、配水系統間の相互融通性の強化を図る。

#### (2) 上水道危機管理マニュアルの作成及び予行演習の実施

ア 次の事項について上水道危機管理マニュアルを作成する。

##### (ア) 指揮命令系統の確立

- ・職員の非常招集
- ・小諸市水道施設等の指定管理者の非常招集
- ・情報伝達の確保
- ・班編成の強化

##### (イ) 水道施設の被害状況調査、把握の方法

##### (ロ) 復旧用資機材の備蓄及び調達方法

##### (ハ) 応急復旧の具体的作業、手順、方法

##### (ニ) 応急復旧活動内容の周知方法

##### (ホ) 施設管理図面等の管理及び活用方法

イ 水道施設応急復旧活動の予行演習を実施する。

- ・小諸市水道施設等の指定管理者との連携

#### (3) 応急復旧応援受入れ体制の整備

次の事項について、応急復旧応援受入れ体制の整備を図る。

ア 国、県及び関係機関等との連携

イ 水道事業者等関係団体との連携

ウ 電気、機械及び計装設備等団体との連携

### 2 下水道施設等の整備

#### (1) 雨水排除整備の促進

浸水対策の検討を行い、必要に応じて下水道の雨水排水区域として位置付けるとともに、雨水幹線による整備も行う。現在、小諸市公共下水道雨水排水区域は、全体計画1,048ha、事業計画区域476haとして位置付けている。

(2) 緊急連絡体制の整備

ア 災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、業務継続計画や、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等についてあらかじめ定めておくとともに、確実に機能するよう、訓練を実施する。

イ 被災時には、関係職員、関係業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の地方公共団体との広域応援協定の締結、関係団体や民間業者との連携強化による復旧・協力体制を確立する。

(3) 緊急用、復旧用資材の計画的な確保

被災時には、被災の状況を的確に把握し、ライフラインとしての下水道の機能を緊急的に確保するため、発電機、ポンプ等の緊急用・復旧用資機材の計画的な整備に努める。

(4) 下水道施設台帳・農業集落排水処理施設台帳・浄化槽台帳等の整備・充実

風水害等により、下水道施設等が被災した場合、その被害状況を的確に把握できるよう、事前に下水道施設台帳等の適切な調製・保管等の整備を図る。

また、台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査・検索等ができるよう整備する。

(5) 管渠及び処理場施設の系統の多重化

万一、下水道施設が被災した場合、ライフラインとしての機能を確保できうる体制を整備する。

そのため、必要に応じて、管渠の二系統化、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替性の確保を図る。

### 3 風倒木等に係る停電予防対策

住民、市、県及び事業者がそれぞれの役割の下で互いに協力し、停電被害を未然に防ぐとともに、停電が発生した場合において被害を最小限にするため「佐久地域停電対策協議会」において策定した「風倒木等に係る停電対策要領」により具体的な対策を推進するものとする。

(1) 停電に備えた対策

ア 住民は、長時間の停電等に備えるため、日頃から電気がなくとも対応できる防災関連備品（非常食、携帯型ラジオ、自家発電機等）の備蓄に努めるものとする。

イ 市、県及び事業者は相互の連絡窓口、連絡網の整備を図るものとする。

ウ 市、県及び事業者は、災害時（停電時を含む。以下同じ。）に通話可能な専用の電話回線の整備を図るものとする。

エ 市、県及び事業者は、所有する停電時対応資機材（自家発電機等。以下同じ。）の情報を関係各機関へ提供するものとする。

オ 事業者は、市・県へ停電情報を提供する際に使用する地図等の資料を整備しておくものとする。

カ 事業者は、倒木被害等に対処するため、ハード対策の強化（架線の太線化の試行、電話線の地中化等）に努めるものとする。

キ 事業者は、大規模停電被害に対処するため、あらかじめ既存のマニュアル等の見直しを図るものとする。

(2) 樹木の管理

ア 住民は、所有する樹木が災害の原因となることを認識し、平常時より樹木の適切な管理に努めるとともに、市及び事業者・県の伐採等の依頼・助言に協力していくものとする。

イ 市、県及び事業者は、道路（事業者においては架線等）のパトロール時において、支障木の所有者に対して伐採等の依頼を行うものとする。また、必要に応じ、関係機関は合同でパトロールを実施するとともに、支障木の所有者に対する伐採等の依頼を合同で行うものとする。

ウ 市、県及び事業者は、樹木管理が特に必要と思われる地域を対象に、住民向け説明会を開催するものとする。

エ 事業者は、市及び県の協力の下、樹木管理のための住民向けパンフレット類を作成するものとする。作成したパンフレット類の配布に当たっては、住民向け説明会時や、各戸における検針時、市へ配布を依頼する等、効果的な場所や手段を考慮するものとする。

オ 市・県は、樹木の適正管理についてホームページや広報への掲載を行い、住民への呼びかけを実施するものとする。

カ 市は、事業者において作成されたパンフレット類を、建築確認申請時や住民登録時等、住民と接する機会を通じて適宜配布し樹木の適正管理について啓発するものとする。

## 第18節 災害広報計画

(総務部 (危機管理課・企画課))

災害時に有効な広報活動を行うための体制づくりを事前に行っておく必要がある。そのためには、住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備等を行っておく必要がある。

### 1 被災者への情報の提供体制

- (1) 住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックス・パソコン（インターネット）を設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図る。
- (2) 市防災行政無線等の整備拡充に努める。また、災害時の広報活動が円滑に実施できるよう体制の充実を図る。
- (3) コミュニティテレビ、メールマガジン配信サービス等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。
- (4) 各地区放送（区内放送）、区内回覧等による広報活動が円滑に実施できるよう、地区担当職員を活用し広報依頼先である区長等との連携体制の充実を図る。
- (5) Lアラート（災害情報共有システム）、インターネット等を活用し、住民に対して、地域に密着した各種の情報を提供できる体制の整備を図る。
- (6) 住民に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努める。
- (7) 東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

### 2 報道機関への情報提供及び協定

- (1) 災害時には、報道機関から電話、直接のインタビュー等により取材の要請が予想されるので、情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく。
- (2) 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制とする。
- (3) 災害時に放送要請の必要な事態が生じた場合に、速やかに行えるよう、放送要請の方法についての確認、訓練等を行う。

## 第19節 土砂災害等の災害予防計画

(総務部 (危機管理課) 産業振興部 (農林課) 建設水道部 (建設課))

土砂災害等の未然防止と被害を最小限にとどめるため、平常時から、危険箇所を把握し、防災パトロールの強化を図るとともに、総合的・長期的な対策を講ずる。

また、本市には危険箇所に複数の要配慮者利用施設が所在する。近年要配慮者利用施設が土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、これらの施設が所在する土砂災害警戒区域等については、特に万全の対策が必要とされる。

また、近年土砂災害のおそれのある区域への宅地開発が進行する中で、開発区域が土砂災害を受ける事例が見受けられる。このような土砂災害を防止するため、土砂災害のおそれのある区域への宅地開発を抑制していく。

なお、県と長野地方気象台では、土砂災害警戒情報をインターネット、テレビ、ラジオ等によりお知らせしている。

### 1 情報の周知

- (1) 防災パトロールをはじめとした、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達・周知方法等について定める。
- (2) 県から指定を受けた、本市の土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布し、その他必要な措置をとる。
- (3) 土砂災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難、避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。

### 2 地すべり対策

市内において、地すべりが発生するおそれのある箇所については、地すべり災害の発生に係る行為を規制するとともに、平常時からの警戒避難体制の整備に努める。また、総合的かつ長期的な対策工事の実施に努める。

### 3 山地災害危険地区対策

市内の山腹崩壊、崩壊土砂流出のおそれのある山地災害危険地区は資料16－9のとおりである。市は、毎年、県が実施している見直し調査に協力し、その調査結果を治山事業に反映させていく。

### 4 土石流対策

危険地域内において、有害な行為を規制するとともに、床固工事等の所要の防止工事を推進する。

また、人命保護の立場から土石流が発生するおそれのある溪流の周知、警戒避難体制の確立

に努める。当面の防災対策として、土石流が発生するおそれのある溪流の標示、警報の伝達、避難措置等の方法を定め、緊急時に際して各区域ごとに適切な措置がとれるよう警戒体制の整備を図る。

#### 5 急傾斜地崩壊防止対策

崖崩れ災害を未然に防止し、被害を最小限にとどめるために、事前措置として、平常時から危険箇所の把握と防災パトロールを強化する必要がある。また、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく急傾斜地崩壊危険区域については次の事項を実施する。

(1) 防災パトロール等、情報の収集、天気予報、警報発令時の伝達、周知方法等について定める。

#### 6 泥流対策

本市は、火山により生成された軟弱な地盤の地域（火山地域）が広く分布しており、それら泥流の発生しやすい地域では降雨による土砂災害が懸念される。

このため、市は、危険区域等について住民に周知するとともに警戒避難体制の確立を図る。

#### 7 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域対策

要配慮者利用施設が立地している土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域内については、要配慮者支援対策の観点から効果的かつ総合的な土砂対策を実施していく。

また、今後は土砂災害特別警戒区域には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとするが、地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等を行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。

(1) 市は、防災マップの配付や避難訓練等の機会を通じて、要配慮者利用施設の管理者及び住民に対して災害危険箇所等の周知を図っていく。

(2) 市は、要配慮者利用施設周辺の自主防災組織や近隣居住者等の協力を得た避難誘導・搬送体制の整備について、関係機関と調整を図り、その推進に努める。

(3) 市は、要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、その名称・所在地及び、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項について定めておく。

(4) 市は、梅雨時期や台風時期前に、要配慮者利用施設の管理者とともに、周辺の危険箇所のパトロールを行い、周辺の状況を把握することに努める。

#### 8 住民への周知

市は、住民に対して、土砂災害全般に対する知識、危険箇所の性質、土地の保全義務、異常（前兆）現象、土砂災害警戒情報、その他注意事項を啓発するため、次のような措置をとる。

(1) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定める。

(2) 土砂災害警戒区域及び指定緊急避難場所等の防災情報を掲載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、各世帯に配布する。

(3) 土砂災害を想定した防災訓練を実施する。

#### 9 土砂災害警戒区域等の対策

市内の土砂災害警戒区域及び特別警戒区域については、資料16-2及び資料16-11に掲げるとおりである。

- (1) 市は、住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努める。
- (2) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとる。
  - ア 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進
  - イ 勧告による移転者又は移転を希望する者への建物除去等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保
- (3) 土砂災害警戒区域については、以下の措置をとる。
  - ア 土砂災害警戒区域ごとに以下の事項について定める。
    - (ア) 土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法
    - (イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路
    - (ウ) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
    - (エ) 警戒区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地
    - (オ) 要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項
    - (カ) 救助に関する事項
    - (キ) その他警戒避難に関する事項
  - イ 土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関する上で必要な事項を記載した防災マップ等を作成し、住民等に周知する。
- (4) 土砂災害警戒区域等に、要配慮者利用施設の新築等は、原則として行わないものとするが、やむを得ず当該施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対し、警戒避難体制等に関する事項について助言を行う。

**〔住民等〕**

- (1) 住民は、平常時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認したときは、遅滞なく市長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日頃から土砂災害関連情報を収集する。さらに土砂災害警戒情報発表に伴い、その内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努める。
- (2) 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等は行わないものとする。やむを得ず新築等行う場合は、警戒避難体制等に関する事項について県、指定行政機関及び指定地方行政機関に助言を求めるものとする。

## 第20節 防災都市計画

(建設水道部 (都市計画課))

コンパクトシティ及び低炭素なまちづくりに向けて、災害時における住民の生命及び財産の保護を図るため、総合的な対策を推進し、安心して住める都市づくりを進める。

### 1 建築物の不燃化の促進

#### (1) 防火地域・準防火地域の指定

都市計画法に基づき、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において、防火地域の指定と準防火地域の見直しを検討し、地域内の建築物を耐火構造・準耐火構造とし、不燃化に努める。

#### (2) 建築基準法第22条区域の指定

防火地域・準防火地域以外の市街地において指定を検討することにより、指定区域内の建築物の屋根の不燃化等に努める。

#### (3) 都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画の策定を検討する。

#### (4) 防災都市づくり計画の策定を検討する。

### 2 防災空間の整備拡大

(1) 「都市計画マスタープラン」に基づき、土地区画整備事業の面的整備により防災対策に資する公園・緑地・防災遮断帯等を効果的に配置するとともに、都市公園の積極的な整備に努める。

(2) 幹線道路について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯として必要な街路整備に努める。

### 3 市街地再開発事業による都市整備

(1) 木造密集地や都市基盤整備の遅れている地域について、防災性の高い安全な都市づくりと中心市街地の活性化を実現する。

(2) 災害時における住民の生命及び財産の保護を図るため、都市防災の向上を図り、安心して住める都市づくりを推進する。

## 第21節 建築物災害予防計画

(建設水道部(建設課・都市計画課) 産業振興部(商工観光課・懐古園事務所)  
教育委員会事務局(文化財・生涯学習課・スポーツ課))

強風又は出水等による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物、転倒物の防止対策及び敷地の安全性の確保・建築物の浸水対策を講ずる。

### 1 建築物の風害対策

- (1) 公共建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための点検を実施し、必要に応じて、改修を行う。
- (2) 一般建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。
- (3) 道路占用物については、落下・転倒防止のための指導を行う。
- (4) 落下物、屋外設置物による被害の防止対策について普及・啓発を図る。
- (5) 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

### 2 建築物の水害対策

- (1) 出水によるがけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域について、建築等の制限を行う等指導する。
- (2) がけ地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図る。
- (3) 市は、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。

### 3 定期報告制度の推進

学校、病院、ホテルなど建築基準法第12条に基づく定期報告の対象建築物等の所有者又は管理者に対する案内等の制度を効果的に運用することにより改善指導の強化を図る。

### 4 建築物の維持保全の促進

定期報告対象建築物が常時、安全上、防火上、避難上、及び衛生上適切な性能を確保するよう、所有者等に対し維持保全に関する計画の作成とその適正な実施を指導する。

### 5 市街地の再開発の推進

- (1) 土地の合理的利用と都市機能の更新と併せ、計画的な市街地の防災化を促進する。
- (2) 不良住宅地及び住環境の整備が遅れている地区においては、環境の改善と併せ市街地の防災化を促進する。

### 6 文化財の災害予防対策

有形文化財全般にわたるものとして、風水害、落雷、火災などの災害が予想されるが、建造物、美術工芸品、民俗資料等は可燃物が多いことから、防火対策を最重点にそれぞれの文化財の性質、形状に応じその保全を図る。

- (1) 全般的な対策の推進

市は、各種文化財の防火を中心とした保護対策を推進するため次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

- ア 文化財に対する住民の防災思想と、愛護精神の普及徹底を図るための広報活動
- イ 所有者に対する管理保護についての指導と助言
- ウ 防災施設設置事業の推進とそれに対する助成措置
- エ 区域内の文化財の所在の把握に努めること

(2) 文化財の防火対策

市は、文化財の所有者に対し、次の事項について防火対策の徹底を期するように指導する。

ア 火災予防体制の確立

- (ア) 防火管理体制の整備
- (イ) 環境の整理整頓
- (ウ) 火気の使用制限
- (エ) 火災危険の早期発見と火災警戒の実施
- (オ) 自衛消防組織の確立とその訓練
- (カ) 火災発生時にとるべき初期消火等の措置の徹底

イ 防火設備の整備

- (ア) 消 火 施 設 消火器・簡易消火用具・消火栓・スプリンクラー設備・動力消火ポンプ等
- (イ) 警 報 設 備 火災報知器・火災警報器・非常警報設備・消防機関への通報設備等
- (ウ) その他の設備 避雷装置・消防用水・消防隊進入通路・防火壁・防火戸等

7 動物園猛獣舎の事故予防対策

強風等により猛獣舎の被害が発生するおそれがある場合、猛獣等の脱出が予想されることから必要な予防対策を講ずる。

- (1) 日常の点検
- (2) 捕獲器具等の点検整備
- (3) 連絡体制の確立
- (4) 教育及び訓練

## 第22節 道路及び橋りょう災害予防計画

(建設水道部 (建設課))

風水害で生ずる道路及び橋りょうの機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう、風水害に強い道路及び橋りょうづくりを行い安全性の確保を図るとともに、被災後の応急・復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整備し、平常時より連携を強化しておく必要がある。

### 1 災害に強い道路及び橋りょうの整備

#### (1) 市道等の整備

市の道路整備計画に基づき実施する道路及び橋りょうの新設、架替、改良等の対策の中で、安全性に配慮し、風水害に対する強化を図る。

#### (2) 施設の点検整備

各施設の風水害に対する安全性の点検を実施し、緊急度の高いものから順次整備するとともに、県等関係機関へ整備について要望していく。

#### (3) 協力体制の整備

道路及び橋りょうが被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要があるが、市単独では対応が遅れるおそれがあるため、県、警察署、建設協議会等との事前の協力体制の整備に努める。

#### (4) 危険防止のための事前規制

気象・水象情報の分析により、市管理の道路及び橋りょうに風水害の危険性が予想される場合、小諸警察署等関係機関と連携し、危険防止のため事前の通行規制を実施し、未然に人的・物的被害を予防する。

その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示す。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

### 2 避難路・緊急道路の整備

#### (1) 道路の整備

ア 中心部の避難場所へつながる道路の整備

イ 災害応急対策活動の拠点となる公共施設周辺の道路の整備

#### (2) 既存道路の対策

既存の道路は、緊急物資の輸送路及び避難路として重要であるので、道路改良、道路法面保護、橋りょう取付部強化による落橋防止等の事業を推進する。特に、山間部の幹線道路については、法面の崩壊対策、地すべりの対策等を十分に行い、災害による地区の孤立を防ぐ。

#### (3) 幹線道路の整備

道路新設改良事業を推進し、沿道に障害物の少ない広幅員道路を整備し、避難路及び緊急道路として活用できるようにする。

(4) 通報制度

主要路線沿いの危険箇所については、付近住民による通報制度の導入を検討する。

## 第23節 河川施設等災害予防計画

(建設水道部 (建設課))

市は、過去の災害の実績や堤防の強度等を勘案して、特に注意を必要とする地域として指定されている重要水防区域（資料 9－5 参照）を中心に堤防等の点検を行い、安全性の向上を図るため河川の整備を行う。

### 1 県管理河川の災害予防

県管理の1級河川は、千曲川をはじめ、住宅地や農地の中を流下しているため、洪水が発生した場合に影響が大きい。そこで、緊急性の高い箇所から順次河川改修が進められているが、さらに要改修箇所の要望をする等、関係機関と連携して安全性の確保に努める。

### 2 市管理河川の災害予防

市管理の準用河川については、流域の住宅地開発等により水害危険度が高まっているため、流域開発が進んだ箇所から優先的に改修事業を実施していく。

### 3 浸水想定区域の災害予防

県管理の千曲川については、浸水想定区域内が示されている。降雨時においては、パトロール等により水位の情報を入手し、浸水の危険が迫ったら浸水想定区域の住民に情報伝達が行えるようにしておく。

## 第24節 ため池災害予防計画

(産業振興部 (農林課))

豪雨等により市内の農業用ため池(資料9-2参照)が被災した場合には、受益農地の営農に支障を来すばかりでなく、下流域の人家や公共施設等に甚大な被害が生じるおそれがある。

このため、適切な維持管理や監視体制についてため池管理者を指導するとともに、豪雨に対する安全性の低い施設については順次防災工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。

### 1 施設の管理等

- (1) ため池の諸元、改修履歴等を明記した「ため池データベース」の変更が生じた場合は県に報告する。
- (2) ため池管理者等との緊急連絡網を作成する。
- (3) 必要に応じ、土のう、杭等の応急資材を準備する。
- (4) 豪雨の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施する。
- (5) ため池ハザードマップを作成し、住民に周知する。

### 2 管理団体への指導

ため池の所有者、管理者に対して、常に災害対策の啓発指導に当たり、ため池の安全管理体制の充実を図る。

- (1) 非常事態が発生した場合、直ちに市に緊急連絡ができるよう、災害に備えた監視体制を組織化する。
- (2) ため池サポートセンターと連携し、適時巡回点検を実施して施設の状況について調査するとともに、市に点検結果を報告する。

## 第25節 農林産物災害予防計画

(産業振興部 (農林課))

風水害による農林関係の被害は、水稻、野菜、果樹等の冠水・倒伏による減収、田畑等の流失、ハウス施設の損壊や立木の倒壊・流失が予想されるとともに、農作物の病害虫発生や生育不良、家畜のへい死被害なども予想される。

これらの被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、適地適木の原則を踏まえた森林の整備等を推進する。

### 1 農産物災害予防計画

佐久農業農村支援センター、佐久浅間農業協同組合等と連携し、農業者等に対して、長野県農政部農作物等災害対策指針により、予防技術対策等について周知徹底を図る。

### 2 林産物災害予防計画

健全な森林づくりを推進するとともに、県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言する。

## 第26節 二次災害の予防計画

(総務部 (危機管理課・消防課) 産業振興部 (農林課) 建設水道部 (建設課))

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また、二次災害が発生する場合もあり、関係機関の平常時からの体制の整備が不可欠である。

また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。

### 1 構造物に係る二次災害予防対策

林道は、地形的な要因や構造上、土砂崩落や倒木の可能性があり、通常点検等により発見した場合は、対策を実施している。災害発生後において、緊急避難路や輸送路として使用する場合には、安全を十分確認し、二次災害発生の危険性がある際には、通行禁止などの措置を講ずる必要がある。

その他の道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災箇所の危険度を判定する基準等を整備する。

### 2 危険物施設に係る二次災害予防対策

#### (1) 危険物関係

消防法に定める危険物施設における災害時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

ア 危険物取扱事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施

イ 立入検査の実施等指導の強化

ウ 防災応急対策用資機材等の整備についての指導

エ 自衛消防組織の強化についての指導

オ 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

#### (2) その他

高圧ガス、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設等の二次災害予防対策については、消防本部と協力して、関係機関、住民等に対して指導徹底する。

### 3 倒木の流出対策

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が流路を閉塞し、鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もある。

市は、情報収集・流木除去体制の整備に努める。

### 4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性がある。二次災害予防のため、土砂災害警戒区域等をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるような体制を整えておく。また、同時に、情報収集・警戒避難体制の整備も図る。

## 第27節 防災知識普及計画

総務部（危機管理課・総務課・消防課）

市民生活部（人権政策課） 保健福祉部（福祉課・高齢福祉課・こども家庭支援課）

教育委員会事務局（学校教育課・文化財・生涯学習課・スポーツ課）

「自らの命は自らが守る」のが防災の基本であり、市、県及び防災関係機関による対策が有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守る行動をとることができることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。

このため、市は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努める。

### 1 住民等に対する防災知識の普及活動

災害時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対してはどのような配慮が必要かなど、災害時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめる上で重要である。

現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布、マイ・タイムラインの普及等の、より実践的な活動が必要である。また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

#### (1) 県が実施する計画

ア 住民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。

なお、啓発活動を行う際には、女性、子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の性別によるニーズの違い等に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに

配慮するよう努める。

- (7) 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持ち出し袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油
- (4) 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- (7) 警報等や、避難指示等の意味や内容
- (エ) 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
- (4) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- (4) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- (4) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (7) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- (7) 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識
- (4) 「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識
- (4) 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
- (4) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (4) 要配慮者に対する配慮
- (7) 男女のニーズの違いに対する配慮
- (4) 指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
- (7) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識
- (7) 各地域における風水害のおそれのない適切な緊急避難場所及び避難経路に関する知識
- (4) 必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを生かした避難活動に関する知識
- (7) 避難生活に関する知識
- (4) 平常時から住民が実施し得る、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害時における応急措置の内容や実施方法
- (4) 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について

- (6) 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて
- イ 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- ウ 避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、市が行う印刷物（ハザードマップ等）の作成配布について協力する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。
- エ 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。
- オ 企業等に対しても地域社会の一員として研修会、講演会等への参加を呼びかける。
- カ 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。
- キ 各地域において、防災の中核的役割を担う者の育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。
- ク 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、火山防災の日、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止・大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努める。
- また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、マイ・タイムラインの作成方法等について、普及啓発を図る。
- ケ 住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を推進する。
- コ 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。
- サ 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。
- シ 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。
- (2) 市が実施する計画
- ア 前記(1)アの事項に加え、次の事項について防災知識の普及を図るものとする。
- (7) 各地域における避難対象地区、土砂災害警戒区域等に関する知識

- (4) 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識
- イ 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行う。
- なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。
- また、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等多様な避難が選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。
- (7) 浸水想定区域については次の事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、住民等へ配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、ホームページ等での情報提供も行う。
- a 避難の確保を図るため必要な事項
  - b 要配慮者が利用する施設で特に必要な施設の名称及び所在地
- (4) 土砂災害警戒区域については次の事項を記載した防災マップを作成し、住民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行う。
- a 土砂災害に関する情報の伝達方法
  - b 指定緊急避難場所、指定避難所に関する事項
  - c その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項
- (7) 山地災害危険地区等の山地災害に関する情報提供を行う。
- ウ 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるよう取組を推進する。
- エ 自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進する。
- オ 上記の防災マップ、地区別防災カルテの配布に当たっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知する。
- カ 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。
- キ 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。
- ク 各地域において、防災の中核的役割を担う者の育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。
- ケ 各種講習会、イベント等を開催し、防災に関する総合的な知識の普及に努める。
- また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難

が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、マイ・タイムラインの作成方法等について、普及啓発を図る。

- コ 住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを生かした避難活動を促進する。
- サ 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。
- シ 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。
- ス 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

## 2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館・ホテル、駅、大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設の管理者の災害時の行動の適否は非常に重要である。

したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

- (1) 市において管理している防災上重要な施設については、その管理者等に対して災害時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。
- (2) 防災上重要な施設等に対しては、適切な時期をとらえて、災害時における配慮すべき事項等について指導するなど、防災意識の普及徹底に努める。

## 3 学校等における防災教育の推進

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び保育園・幼稚園（以下、この節において「学校等」という。）において幼児及び児童生徒（以下、この節において「児童生徒等」という。）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成する上で重要である。

そのため、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行った上で、学校等における防災訓練等をより実践的なものにするるとともに、学級活動等とおして、防災教育を推進する。

- (1) 学校等においては、大規模災害にも対応できるように市その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努める。
- (2) 消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。
- (3) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項

等について指導を行い、安全に行動できる態度や能力を養う。

- ア 防災知識一般
- イ 避難の際の留意事項
- ウ 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
- エ 具体的な危険箇所
- オ 要配慮者に対する配慮

- (4) 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

#### 4 市職員に対する防災知識の普及

市は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても、次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

- (1) 自然災害に関する一般的な知識
- (2) 自然災害が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (3) 自然災害対策として現在講じられている対策に関する知識
- (4) 災害の種別と特性（災害対策関係法令等の研修）
- (5) 職員等が果たすべき役割（災害対策本部の組織及び事務分掌の周知、夜間・休日等における動員計画及び配備体制等の周知）
- (6) 家庭及び地域における防災対策
- (7) 今後自然災害対策として取り組む必要のある課題

なお、前記(2)及び(5)については、毎年度市所属職員に対し、十分に周知する。

また、各課等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれ定められた事項について職員の教育を行う。

#### 5 防災知識の普及における要配慮者等への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

#### 6 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

過去に起こった大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう、地図情報その他の方法により公開に努める。

また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

さらに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

##### 〔住民が実施する計画〕

住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。

## 第28節 防災訓練計画

(総務部 (危機管理課・消防課))

災害時に被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動をとれるよう、過去の災害から得られた教訓に学ぶことが必要である。

そこで、その教訓を学び、災害時の具体的な状況を想定した日ごろからの訓練が重要である。また、災害時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。

市は県及び防災関係機関と協力し、災害時における行動の確認、住民、企業等との連携体制の強化を目的として、各種の災害を想定した防災訓練を、年1回以上、実施する。併せて、実践的な訓練にするため、訓練内容について配慮し、事後評価を行う。

なお、防災訓練を実施する際には、女性、子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の性別によるニーズの違い等に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

### 1 防災訓練の種別及び実施時期

本市は、防災の日（9月1日）を挟む防災週間及び災害の発生が予想される時期前の訓練効果のある時期を中心に防災訓練を実施する。

下記の訓練については、必要に応じて、関係機関と連携して別途実施する。

#### (1) 水防訓練

市内の円滑な水防活動の遂行を図るため、市は、県及び関係機関の指導により、独自に、又は共同して水防訓練を実施する。

#### (2) 防災図上訓練

災害対策基本法及び県地域防災計画に基づき、防災関係機関相互に連携して図上において各種災害を想定した災害応急対策の訓練を実施し、もって防災に携わる職員等の防災業務の習熟と防災体制の整備強化を図る。

#### (3) 消防訓練

ア 消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防備訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて、他の関連した訓練と併せて行う。

#### イ 他の訓練への参加

県及び関係機関で行う訓練に積極的に参加する。

#### ウ 消防ポンプ操法技術訓練

県及び関係機関で行う技術訓練に積極的に参加する。

(4) 災害救助訓練

市は、救助と救護を円滑に遂行するため、必要に応じて独自に、又は関係機関と合同であらかじめ作成された災害想定により、医療救護、人命救助、炊き出し等の訓練を行う。

(5) 通信訓練

市は防災関係機関と連携を図り、災害時における関係機関の通信の円滑化を図るため、信越地方非常通信協議会等の協力を得て、あらかじめ作成された想定により遠隔地からの情報伝達、感度交換訓練等を行う。

(6) 避難訓練

ア 市及び警察、消防その他の関係機関は、災害時における緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の迅速化及び円滑化のため、災害のおそれのある地域内の居住者、滞在者、その他の者の協力を求め避難訓練を行う。

イ 学校、病院、事業所等消防法第8条に規定する防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練を行い、常に生命、身体を災害から保護するよう努める。また、防火管理者を置かない程度の施設における防火責任者も前記に準じて行うものとする。

ウ 学校における避難訓練は特に下記事項に留意すること。

(7) 非常時に際して的確な処置ができるように、避難訓練は少なくとも年2回は行う。

(4) 避難に際しては学用品、その他の物品に心を奪われ、避難の時期を逸することのないよう生命の安全を第一とし、階段を上下する場合、昇降口を出る場合等混乱により生命が危険にさらされることのないように常に訓練を重ねる。

(7) 避難所設置訓練

市は、自主防災組織等と連携を図り、災害時における避難所の開設・運営の円滑化を図るため、避難スペースや通路等の区画整理、受付の設置等避難者の受入れ、受付時の検温・手指の消毒の実施等、避難所の設置訓練を行う。

(8) 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

市は、災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。

また、職員は自転車、バイク等により自宅から市役所までの所要時間を測定し、報告する。

(9) 情報収集及び伝達訓練

市は、災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により、情報の収集及び伝達に関する訓練を必要に応じて実施する。

(10) 広域防災訓練

広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

(11) 複合災害を想定した訓練の実施

地域特性に応じた複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した机上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

## 2 実践的な訓練の実施と事後評価

訓練の実施に当たっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに、要配慮者に充分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に充分配慮するよう努める。また、次回以降の訓練の参考にするため、訓練実施後には訓練成果をとりまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。

### (1) 実践的な訓練の実施

ア 訓練の実施機関は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、災害時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。

また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

イ 自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める。

ウ 避難行動要支援者個別避難計画による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるように努める。

### (2) 訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて、改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。

## 3 自主防災組織が実施する防災訓練

自主防災組織は地域防災力の向上のため、前記1で挙げた訓練を地域独自で定期的実施する。

実施に当たっては、知識や技能の習得を行っている地域の防災士が、訓練の計画・運営等に積極的に関わる。また、市は自主防災組織が実施する訓練に必要な資機材や訓練の計画等に対して支援を行う。

## 第29節 災害復旧・復興への備え

(全部 (全課))

市は、災害廃棄物の処理を円滑かつ迅速に行うため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の整備に努める。また、災害発生後、円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制を整備する。

なお、災害復旧用資材の供給体制及び罹災証明書発行体制の整備を図ることも、円滑で迅速な復興活動のためには重要である。

### 1 災害廃棄物の発生への対応

- (1) 災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。
- (2) 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の整備に努める。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図る。
- (3) 災害廃棄物対策指針等に基づき、県の災害廃棄物処理計画と整合した災害廃棄物処理計画を策定する。
- (4) 災害時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。
- (5) 県と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

### 2 データの整備

災害からの復興には、戸籍、住民情報（住民基本台帳）、不動産登記、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面、情報図面等のデータが必要となる。このため、市域に関する情報、資料等については、GIS（地理情報システム）等の構築により、データ管理・保存等を行う。

今後とも、GISを活用してこれらのデータを整備するとともに、必要なデータについては災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う。

### 3 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ態勢の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

#### 4 基金の積立

市は、災害時に備え、財政調整基金の維持、運用を図る。

## 第30節 自主防災組織等の育成に関する計画

(総務部 (危機管理課))

災害時に、被害の防止又は軽減のために、住民の自主的な防災活動が市や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。

地域における自主防災組織の組織的な活動により、出火防止や初期消火、要配慮者に対する対応における成果が期待される。

また、自主防災組織の日常の活動を通じて地域の連帯感の強化が期待されるなど、自主防災組織は、今日的な社会環境の中でも、その重要性を増しているといえる。今後、市全域に組織化されるよう、より積極的に自主防災組織の育成強化に努める。

### 1 地域住民等の自主防災組織の育成

市は、防災知識の普及・啓発活動と併せて自主防災組織の結成への働きかけを行うとともに、事業所等に対しても防火管理者を主体にした防災組織の結成を呼びかける。

### 2 自主防災組織の規模

地域の自主防災組織は、次の基本的な考え方にに基づき、区を単位とし、これによりがたい場合は町内会又は町内会の連合体を単位にして、設置を推進する。

- (1) 住民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待される規模であること。
- (2) 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性を持っている地域であること。

### 3 組織づくり

基礎的住民自治組織である町内会組織を基盤にその自治活動の一環として、防災活動を組み入れ、自主防災組織を育成するとともに広域的な組織づくりを推進する。

したがって、町内会の区域内における消防団、防災士、婦人会、日赤奉仕団、民生児童委員、防犯指導員、交通指導員、その他地域団体と一体になり協調、連携の下に活動する。また、様々な世代の女性の視点が活動に反映されるような組織づくりに留意する。

### 4 自主防災組織の活動内容

#### (1) 平常時の活動

ア 災害に対する日ごろの備えや、災害時の的確な行動等防災知識の普及

イ 情報の収集及び伝達、防災資機材を利用した初期消火、避難、救出・救護等の防災訓練の実施

ウ 地域の安全点検に基づく防災カルテの作成、配布

エ 要配慮者に関する情報の収集（プライバシーに対する配慮が必要）

オ 防災資機材の備蓄の確認及び整備・点検

カ 地域資源（重機等の資機材及び看護師保健師等経験者等）を把握し、協力を得られる体制を整える。

(2) 災害時の活動

ア 情報の収集、伝達及び広報

イ 出火防止、初期消火

ウ 避難誘導活動

エ 救出・救護の実施及び協力

オ 炊き出し等の給食給水活動

**5 活動環境の整備及び組織の活性化**

(1) 自主防災組織の資機材の整備を進めていくとともに、自主防災組織が活動する場を確保するため、既存の施設（公園、広場等）を活用し、防災活動の拠点としての整備を進める。

(2) 組織の活性化を図るため、リーダー等に対する教育、研修を実施し、組織の活性化を図るとともに、地域住民に対して自主的な防災活動の普及拡大を図る。

(3) 県が開催する研修等に参加し、自主防災組織等に対して育成強化を図ることができる体制づくりを進める。

(4) 自主防災組織の活動が、男女共同参画の視点を反映した活動となるよう、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（内閣府2013）」等に基づき、女性リーダーの育成及び女性の意思決定の場への参画等に努める。

また、自主防災組織の育成、強化のために研修等を実施する場合には、男女共同参画の視点からの災害対応について理解を深める内容を盛り込む。

**6 各防災組織相互の連携**

(1) 地域の自主防災組織間及び事業所等の防災組織、自主防犯組織との連携を図るため、協議会等を設置し、相互の連絡応援体制を確立するよう指導する。

(2) 地域の自主防災組織の活動実態を把握し、地域の課題や防災活動の活性化を図り、災害時に機能する組織づくりを推進する。

(3) 自主防災組織と消防団の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

## 第31節 企業防災に関する計画

(総務部 (危機管理課) 産業振興部 (商工観光課))

企業は、災害時、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

### 1 現状及び課題

災害時には、社屋や設備等の被災により企業活動が停止する可能性がある。活動停止から復旧に至るまでは、ある程度日数を要することが予想され、企業の経済的損失や地域経済に与える影響も大きくなる。また、火災、建築物の倒壊、薬液の漏洩などは周辺地域に与える影響も大きく企業の社会的損失も大きい。企業は、企業活動が停止したり、二次災害が発生することのないよう、あらかじめ各種災害に対処する企業の防災体制を充実する必要がある。

また、火災や建物倒壊、洪水などによる被害の拡大防止を図るためには、地域住民等による自主防災活動が重要であることから、企業においても地域の一員として地域住民と共に積極的に防災活動に参加し、地域に貢献する姿が望まれる。

### 2 実施計画

- (1) 県又は市職員による住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。
- (2) 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。
- (3) 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

#### 〔企業が実施する計画〕

- (1) 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるものとする。
- (2) 強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を抑制するとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の

確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県、市町村等との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

- (3) 組織力を生かした地域活動への参加、自主防災組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努める。
- (4) 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努める。
- (5) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。
- (6) 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに、従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

## 第32節 ボランティア活動の環境整備

(市民生活部 (市民課))

大規模災害時において、自発的に応援活動を行うボランティアの存在が発災直後から復旧過程において非常に大きな役割を果たすことになるため、市では、社会福祉協議会と協力してボランティアの受入体制を整え、ボランティア活動が円滑に行われるように支援するとともに、ボランティアの育成に努める。

### 1 ボランティアの事前登録及び啓発活動

#### (1) 事前登録

災害時において必要となるボランティア活動の内容は、炊き出し等の救援活動、情報の収集伝達、医療救護活動、要配慮者の介護、物資、資材の輸送配分、障がい者、外国籍住民への情報伝達のための通訳等多種多様である。こうした多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、あらかじめ災害時に救援活動を行いうるボランティアの所在、活動内容等を把握しておくことが求められるところであり、事前登録制度の推進を図ることが必要である。

#### (2) 啓発活動

市社会福祉協議会及び日本赤十字社等が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図る等その支援に努めるとともに、日ごろから講習会、訓練、広報こもろ等によりボランティア活動への参加促進についてPRを行う。

### 2 ボランティア活動の環境整備

(1) 災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、NPO・ボランティア等と協力して、災害時のボランティアとの連携の方法について検討し、速やかに始動できる体制を構築する。

(2) 防災ボランティアの活動環境として、長野県災害時支援ネットワークと協力し、行政（県及び市）・社会福祉協議会・NPO等の三者連携により、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営、在宅避難者の支援等、被災者支援のための人材育成の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

(3) 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

(4) 社会福祉協議会と平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセン

ターの設置・運営における連携体制を整える。

また、市は、災害時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する市社会福祉協議会との役割分担等をあらかじめ定めるよう努める。特に市災害ボランティアセンターの設置予定場所については、本計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておく（資料3-48参照）。

### 3 ボランティア・NPO等関係団体間の連携

#### (1) 団体間の連携強化

災害時には、広範なボランティア活動が必要となることから、今後災害救援等のボランティア活動についての認識の共有化や各組織の活動分野、能力等の事前把握を行い、総合的効果的な活動が行えるよう団体間の連携の強化を図っていくことが必要である。

#### (2) 連絡協議会の設置

市は、長野県災害時支援ネットワーク、県内外の専門性の高いNPO等と連携し、ボランティア団体相互間の連携を深めるため、連絡会議等の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。

### 4 ボランティアコーディネーターの養成

(1) 県、県社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部、長野県災害時支援ネットワーク等関係機関の指導と協力の下、ボランティアコーディネーター養成研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催するより実践的で高度な養成研修への参加促進を図るなど、ボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。

(2) 災害時、ボランティアコーディネーターは自主防災組織とボランティアとの間を調整する役割も求められることが予想されるため、市は、自主防災組織育成の中で、地域のリーダー及び防災士がコーディネーターの役割も担えるよう養成する。

## 第33節 風水害対策に関する調査研究及び観測

(全部 (全課))

台風、集中豪雨等の風水害は、毎年のように県内に被害をもたらしており、ときには、大きな被害が発生している。

近年の高齢化等に伴う要配慮者の増加、ライフライン施設への依存度の増大、居住地域の拡大等災害要因は一層多様化しているため、市は各機関と連携し、風水害に関する情報収集整理、科学的な調査研究等に協力し、総合的な風水害対策の実施を図る。

### 1 気象観測及び警報等に必要な施設の整備

小諸消防署に設置している観測施設は、風速・風向・温度・湿度・雨量を計測し記録しているが、その維持整備により、警報等の的確にして時宜を得た資料の提供に努めるとともに、今後も必要に応じて市内の各所に観測機器を設置し、観測体制の強化を図る。

### 2 風水害に関するデータの累積

国・県等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、市内のデータの累積に努める。

### 3 防災アセスメント

地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を反映した災害予防計画の実施に努める。

## 第34節 観光地の災害予防計画

(産業振興部 (商工観光課))

観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。

また、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。

### 1 観光地での観光客の安全確保

- (1) 観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備する。
- (2) それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行う。

### 2 外国人旅行者の安全確保

- (1) 災害時に外国人旅行者へ指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化に努める。
- (2) 関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備に努める。
- (3) 観光地の観光案内所における災害時の外国人旅行者避難誘導體制を整備する。

## 第35節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

(総務部 (危機管理課))

市の一定の地区内の居住者及び事業者が、「自助」・「共助」の精神に基づき、市と連携して、自発的に地区における防災活動を担う例もあることから、これらの自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を本計画に定める。

### 1 地区防災計画の作成

本計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

また、地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定める。

なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

#### 〔住民及び事業所を有する事業者〕

市内の一定の地域内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。